

野洲市災害廃棄物処理計画

令和2年3月

滋賀県野洲市

目次

第1章 基本的事項	1
第1節 計画策定の経緯・目的等	1
1. 計画策定の経緯	1
2. 計画の目的等	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の見直し等	2
第4節 野洲市の地域特性	3
1. 地勢等	3
2. 活断層等	3
3. 野洲市における災害廃棄物の発生事例	4
4. 想定される大規模な災害	5
5. 一般廃棄物処理施設等	6
第5節 対象とする災害と災害廃棄物	7
1. 対象とする災害	7
2. 対象とする災害廃棄物	7
3. 災害廃棄物の発生量等	8
4. 避難所ごみ及びし尿の発生量等について	14
5. 災害廃棄物の仮置場	15
6. 災害廃棄物等に必要の収集運搬体制	16
第6節 野洲市の災害廃棄物処理の基本的な考え方	18
1. 早期の復旧・復興のための計画的な処理	18
2. 処理体制の確保及び広域処理等の推進	18
3. 災害廃棄物の再生利用及び減量化	18
4. 災害廃棄物処理に係る連携・協力の推進	18
第7節 災害廃棄物処理に係る各主体の主な役割	19
1. 野洲市の役割	19
2. 県の役割	19
3. 国の役割	19
4. 廃棄物処理業者の役割	20
5. 事業者の役割	20
6. 住民の役割	20
第8節 災害廃棄物処理の基本的な流れ	21
1. 災害廃棄物の処理等の概要	21
2. 災害時の生活ごみ、し尿の処理等の概要	23
3. 事務の委託等について	23
4. 災害廃棄物の処理期間	26
第9節 災害廃棄物処理に係る野洲市の組織体制	27

1. 災害対策本部（野洲市地域防災計画）	27
2. 災害廃棄物対策本部	28
第10節 災害廃棄物処理に係る財源等	29
第2章 平常時の災害廃棄物対策	30
第1節 平常時（発災前）の災害廃棄物対策	30
1. 廃棄物処理施設の施設情報の把握	30
2. 仮置場候補地の選定等	30
3. 廃棄物処理体制の整備等	33
4. 関係者に対する訓練・研修等	33
5. 住民等への情報提供	33
6. 災害廃棄物処理に係る受援・支援体制	34
7. 災害廃棄物の処理方法の事前検討等	38
第3章 発災後の災害廃棄物対策	39
第1節 発災後の時期と対応業務の概要	39
第2節 発災後の災害廃棄物処理の対応	39
1. 組織体制及び指揮命令系統	39
2. 連絡体制	39
3. 情報収集・連絡調整等	40
4. 災害廃棄物発生量・要処理量・処理可能量の把握	41
5. 処理体制の構築	41
6. 住民等への情報提供	45
7. 災害ボランティアへの情報提供	46
8. 受援・支援の要請等	46
9. 事務の委託等の検討・実施	50
10. 災害廃棄物処理実行計画の策定	50
11. 災害廃棄物処理の実施	52
12. 災害廃棄物処理の進捗管理	60

※各表・図について、端数処理のため表示と合計が合わない場合があります。

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の経緯・目的等

1. 計画策定の経緯

東日本大震災を踏まえた平成26年3月の「災害廃棄物対策指針」の策定、平成27年7月の廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部改正、平成27年11月の「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」の策定など国の災害廃棄物対策が拡充された。

平成28年4月には、熊本県において熊本地震、また平成30年7月の西日本豪雨等、近年においても全国で大規模な土砂災害、水害が発生し、大量の災害廃棄物が発生している。

滋賀県において実施された平成26年3月の「滋賀県地震被害想定」によると、本市においても被害が想定されている。また、滋賀県では、将来起こり得る大規模災害に伴う災害廃棄物の発生に備えるため、平成30年3月に「滋賀県災害廃棄物処理計画」が策定された。

これらの状況を踏まえ、本市において、大規模災害発生時に災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するため、平常時（発災前）及び発災後の災害廃棄物対策を定める「野洲市災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）」を策定する。

2. 計画の目的等

本計画は、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うことで、住民の生活環境の保全及び公衆衛生の確保を図るとともに、早期の復旧・復興に資することを目的に策定する。

また、発災直後の混乱を最小限にとどめるため、災害廃棄物処理に係る基本的な方針のほか、平常時や発災後に必要となる対策や手順、役割等をあらかじめ想定する。

なお、災害廃棄物とは、災害廃棄物対策指針に基づき、「住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物」とする。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法基本方針や災害廃棄物対策指針等を踏まえるとともに、滋賀県災害廃棄物処理計画等の関連計画と整合性を図り、「野洲市地域防災計画」を補完するものである。

また、本市における災害廃棄物処理の基本的な考え方を示すものであり、本市で災害が発生した場合、本計画の内容に基づいて対応する。

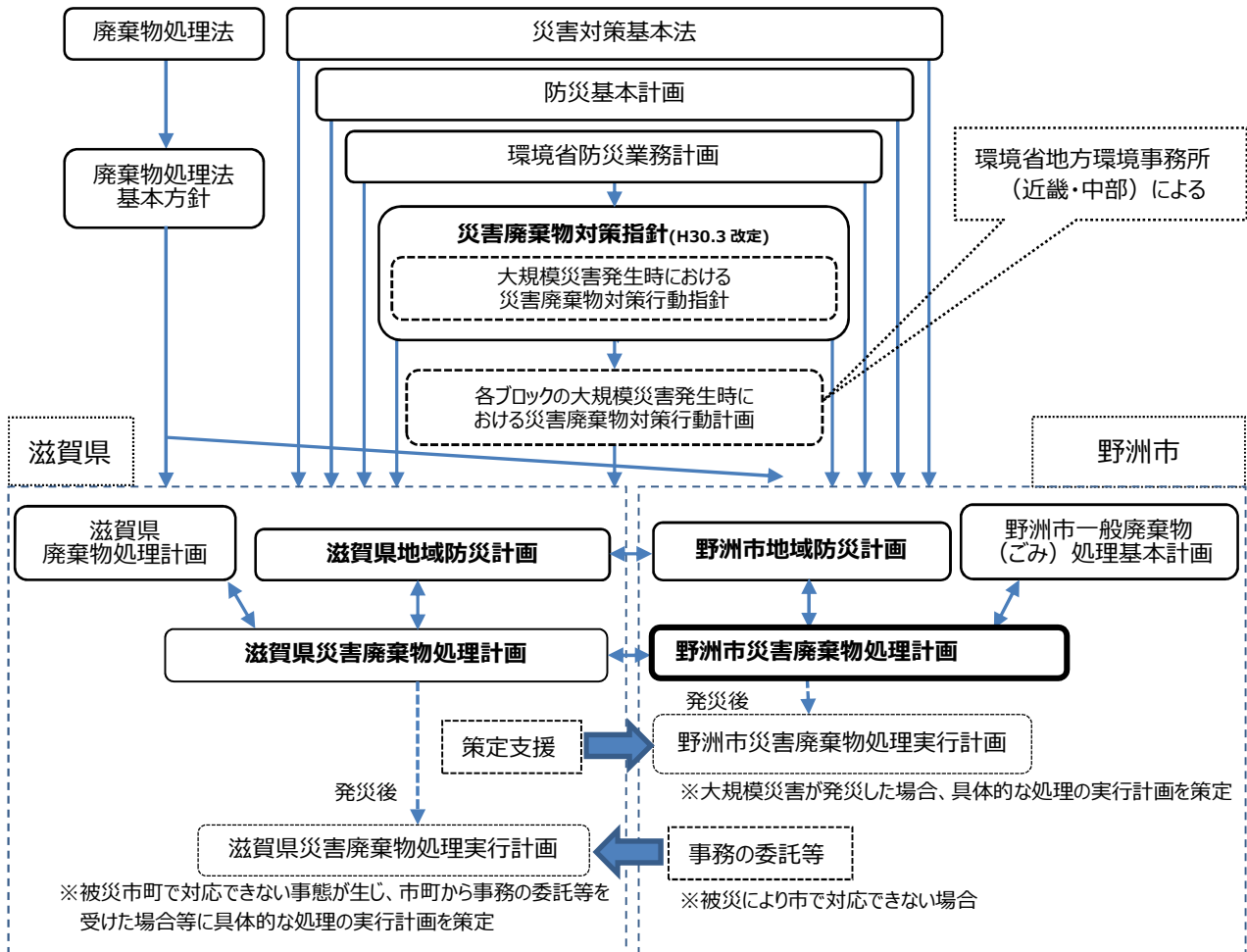


図 1-1 計画の位置づけ

第3節 計画の見直し等

災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、以下を踏まえて随時内容を点検し、必要な場合に見直しを行う。

- ・ 関係法令及び国や県の計画・指針の制定・改定
- ・ 県や本市の地域防災計画及び滋賀県地震被害想定等の改定
- ・ 近隣市町の災害廃棄物処理計画の策定・改定状況及び一部事務組合の災害廃棄物処理体制等
- ・ 災害廃棄物処理に関する最新の知見・技術・取組状況、訓練等により得られた課題等

第4節 野洲市の地域特性

1. 地勢等

本市は、滋賀県の南西部に位置し、西は守山市・栗東市、南は湖南市、東は竜王町、北は近江八幡市と接し、日本最大の湖である琵琶湖に面する面積80.14k㎡（琵琶湖を含む）のまちである。

当地域には、近江富士と呼ばれる美しい三上山と里山、豊富な水を有し、まちに潤いを与えてくれる野洲川や日野川、これら地域の河川のすべてが注がれる母なる琵琶湖等、住民が地域への愛着を持ち続ける上で、他地域には見られない貴重な自然があり、温暖な気候の中で、住民の誇りと心を和ませるすばらしい環境を形成している。

地域内には、こうした自然環境を活用した滋賀県希望が丘文化公園、県立近江富士花緑公園や、オートキャンプ場を中心とするレクリエーション施設のビワコマイアミランド等があり、地域外からも多くの人たちが豊かな自然にふれあうために訪れるまちである。

更に野洲川をはじめとした水源に恵まれ、肥沃な土地を活かして農業が盛んに行われてきており、この美しい田園風景も後世に引き継ぐ大きな財産であり近年の農業を取り巻く厳しい環境の中で近代化に向けた様々な取り組みがなされている。

他にも、多数の銅鐸が出土し「銅鐸のまち」として知られ、他にも延喜式の名神大社である兵主神社や真宗木辺派の総本山である錦織寺をはじめ、古墳群や神社仏閣等豊富な歴史・文化遺産に恵まれたまちである。

こうした豊かな自然と歴史・文化に恵まれたまちであり、人々の暮らしの中には、コミュニティの密接なつながりと互いに助け合う精神が培われ、祭り等の伝統文化が受け継がれてきた。

近年は、利便性の高い交通網整備を背景として京阪神都心圏への近接性が高まり、先端技術分野を中心とした企業立地が進んでいる。

2. 活断層等

野洲市域には活断層又は活断層と推定される撓曲等は確認されていないが、滋賀県内には、多くの活断層が存在している。

これらの内、野洲市に被害を与える可能性のある地震を引き起こすと思われる活断層の特徴をまとめると次のようになる。

- ・野洲市周辺には、多くの活断層が分布しており、平行する複数の活断層も多く、同一の地震の震源断層となる場合もありうる。
- ・野洲市に最も近い断層帯は、琵琶湖西岸断層帯である。又、琵琶湖西岸断層帯は、比較的長く、想定される地震規模も大きい。
- ・琵琶湖西岸断層帯以外では、近距離にあるのは、花折断層帯がある。花折断層帯は、比較的長く、想定される地震規模は琵琶湖西岸断層帯と同等程度である。

以上のことから、野洲市の地震防災の見地から考慮すべき地震として、琵琶湖西岸断層帯による地震、花折断層帯による地震が抽出される。とりわけ、琵琶湖西岸断層帯による地震の方が、より近い距離にあるため、より地震規模が大きいことから、最も考慮すべき地震と考えられる。

また、南海トラフ地震においては、市内全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。

3. 野洲市における災害廃棄物の発生事例

本市から 70 km 以内の範囲で発生した地震は、1900 年前後からこれまでにマグニチュード 5.6～8.0 の地震が 10～20 年間隔で 8 回ほど発生している。これらの地震による本市に被害はなく、その他の地震において被害が発生した例はほとんどないが、唯一、1891 年（明治 24 年）の濃尾地震の際に当時の野洲郡三上村や中洲村で液状化現象が発生した記録が残されている。

近年では、平成 25 年の台風 18 号において、土砂崩れや床下浸水等により一部の地域で災害廃棄物が発生した。

また、平成 29 年の台風 21 号や平成 30 年の台風 21 号では、強風によるビニールハウス等の倒壊や倒木の被害により災害廃棄物が発生した。

表 1-1 平成 25 年台風 18 号、平成 29 年台風 21 号及び平成 30 年台風 21 号による被害状況

	災害形態	災害発生場所	発生規模	災害状況
平成 25 年 台風 18 号	土砂災害	入町、妙光寺等	土砂崩れ：14 箇所	家屋損壊：3 軒、床下浸水：27 棟
平成 29 年 台風 21 号	強風災害	市内各地	道路被害、農業被害 など	カーブミラー 9 基倒壊、農業用ビニールハウス等被害 348 棟など
平成 30 年 台風 21 号	強風災害	市内各地	道路被害、農業被害 など	カーブミラー 2 基倒壊、農業用ビニールハウス等被害 163 棟など

【平成 25 年台風 18 号の被害状況】



【平成 29 年台風 21 号の被害状況】



4. 想定される大規模な災害

(1) 地震

地震災害では、建築物等の損傷によりがれき等の災害廃棄物が発生することが想定される。

本市において発生することが想定される大規模な地震災害のうち、被害が最も大きいものは琵琶湖西岸断層帯地震、発生確率が最も高いものは南海トラフ巨大地震である。

表 1-2 野洲市で想定される大規模地震

地震		滋賀県内における被害	野洲市内の 想定最大震度
内陸活断層による地震	琵琶湖西岸断層帯地震	大津・南部・高島地域を中心とした大被害	震度6強
	花折断層帯地震	大津・南部地域を中心とした大被害	震度6強
南海トラフ巨大地震		滋賀県でも大被害、東海・西日本一帯で甚大被害	震度6強

資料：滋賀県地震被害想定を基に作成

(2) 水害等

近年、強い台風や集中豪雨による河川の氾濫や土砂災害等が全国各地で発生している。

本市における浸水想定区域図で示される河川は次のとおりであり、浸水被害が生じた場合は、家財道具等大量の廃棄物として発生することが想定される。

表 1-3 野洲市浸水想定対象河川

No.	河川等
1	琵琶湖
2	野洲川
3	日野川

また、本市においては、三上山の周辺を中心に土砂災害が懸念されている。土砂災害が発生した場合は、建築物や家財道具等が土砂と混じり、廃棄物として発生することが想定される。

表 1-4 野洲市土砂災害警戒区域等指定状況

市町名	土砂災害 危険箇所 (a)	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類				区域指定率 (b/a)
		土石流	急傾斜地 崩壊	地すべり	計 (b)	
野洲市	69	61	29	0	90	130%

5. 一般廃棄物処理施設等

(1) 生活ごみ

【ごみ焼却施設】

本市のごみ焼却施設の概要を示す。平成 31 年 3 月現在で 1 施設が稼働中である。処理能力の合計は 43.0t/日である。

表 1-5 野洲市のごみ焼却施設 (H31 年 3 月現在)

施設名	日処理能力 (t/日)	炉数	運転管理体制	使用開始年度
野洲クリーンセンター	43.0	2	長期包括運営	平成 28 年度

【粗大ごみ処理施設】

本市の粗大ごみ処理施設の概要を示す。平成 31 年 3 月現在で 1 施設が稼働中である。

表 1-6 野洲市の粗大ごみ処理施設 (H31 年 3 月現在)

施設名	日処理能力 (t/日)	処理内容	運転管理体制	使用開始年度
野洲クリーンセンター (リサイクルセンター)	7.0	粗大ごみ 不燃ごみ	長期包括運営	平成 28 年度

【最終処分場】

本市の最終処分場の概要を示す。平成 31 年 3 月現在で 1 施設が埋立可能である。

表 1-7 野洲市の最終処分場 (H31 年 3 月現在)

施設名	残余容量 (m ³)	運転管理体制	使用開始年度
蓮池の里第二処分場	13,421	直営	平成 14 年度

※残余容量は H31 年 3 月現在

(2) し尿・浄化槽汚泥

本市のし尿処理施設の概要を示す。処理については、湖南広域行政組合（草津市・栗東市・守山市・野洲市）において共同処理しており、施設は、草津市において平成 31 年 3 月現在で 1 施設が稼働中である。処理能力の合計は 168k1/日である。ただし、構成 4 市の人口比率を考えると、本市の処理能力は、25k1/日と想定する。

表 1-8 野洲市のし尿処理施設 (H31 年 3 月現在)

施設名	日処理能力 (kl/日)	運転管理体制	使用開始年度
湖南広域行政組合 環境衛生センター (草津市集町)	168 (内、野洲市の人口比率による 想定 25)	一部事務組合	平成 13 年度

第5節 対象とする災害と災害廃棄物

1. 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震災害及び水害、その他自然災害とする。

災害の規模は、本市の地域防災計画で対象としている表 1-2 の地震、表 1-3 の水害及び表 1-4 の土砂災害を想定する。

また、災害廃棄物の発生量の推計等は、滋賀県地震被害想定が示す中で本市において最大の被害が予想される琵琶湖西岸断層帯地震及び浸水想定区域図に基づく琵琶湖、野洲川及び日野川の水害を対象とするが、本計画に記載の災害廃棄物対策の取り組み等の対象はこれらに限定せず、他の災害に対しても適用する。

2. 対象とする災害廃棄物

災害廃棄物は一般廃棄物に区分される。具体的には以下の廃棄物が該当する。

なお、災害後に事業活動を再開する際に発生する廃棄物等（被災した事業所の撤去に伴う廃棄物や敷地内に流入した土砂や流木等）については、原則として事業者責任の処理とする。

また、指定避難所のごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入はせず、既存の施設で処理を行う。

表 1-9 災害時に発生する廃棄物

種類	内容	
地震、水害およびその他自然災害により発生する廃棄物	災害廃棄物	住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物。
	可燃物／可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
	木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
	畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
	不燃物／不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物※等）などが混在し、概ね不燃系の廃棄物 ※海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	廃家電（4品目）	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う
	小型家電／その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	有害廃棄物／危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CFC（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
	廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。 ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。

	その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石こうボード、廃船舶（災害により被害を受け使用できなくなった船舶）など
生活に伴い発生する被災者や避難者の	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多い。事業系一般廃棄物として管理者が処理する。
	し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市区町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水

【出典】災害廃棄物対策指針

3. 災害廃棄物の発生量等

(1) 災害廃棄物の発生量等

【地震による災害廃棄物発生量等】

滋賀県地震被害想定結果を用い、本市で最も災害廃棄物の発生量が多くなると想定される琵琶湖西岸断層帯地震の災害廃棄物量を算出した。推計結果を表 1-10 に示す。想定される災害廃棄物の発生量は約 60,000 t であり、平常時の本市全体排出量（年約 14,000t 程度）の約 4.2 年分である。

表 1-10 災害廃棄物発生量とその組成別構成比

地震	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他（残材）	合計
琵琶湖西岸断層帯地震	15,000t 25%	24,000t 40%	1,000t 2%	19,000t 32%	60,000t 100%

また、選別後の処理方法毎の災害廃棄物要処理量の推計結果を表 1-11 に示す。焼却処理が必要となる可燃物要処理量は 32,500 t（平常時の可燃ごみ（年約 11,000t 程度）の約 2.4 年分）、埋立処分が必要となる不燃物要処理量 4,500 t（2,866 m³）は、平常時の最終処分ごみ年 500 t（318 m³）の約 9 年分である。これらの選別後の種類別の量を考慮して、再資源化先及び処理先の確保に努める。

表 1-11 災害廃棄物要処理量

地震	柱材・角材 （リサイクル）	コンクリート （再資源化）	可燃物 （焼却処理）	金属くず （リサイクル）	不燃物 （埋立処分）	土砂系 （埋立処分）	合計
琵琶湖西岸 断層帯地震	2,000t 4%	19,000t 32%	32,500t 54%	1,000t 2%	1,500t 3%	3,000t 5%	60,000t 100%

表 1-12 琵琶湖西岸断層帯地震相当による被害想定

想定地震規模	マグニチュード 7.8
市内震度最大値	震度 6 強
死者	48 人
負傷者	739 人
避難所生活者	4,843 人
想定建物被害（全壊）	847 棟
想定建物被害（半壊）	3,594 棟

資料：野洲市地域防災計画

表 1-13 災害廃棄物の種類ごとの性状

災害廃棄物の種類	性状
 <p data-bbox="504 394 635 427">柱材・角材</p>	<p data-bbox="770 331 1353 495">木質廃棄物のうち、重機や手選別でおおむね30cm以上に明確に選別できるもの（倒壊した生木も含む）。破碎選別が進むにつれて細かく砕かれた状態となるので、可燃物として処理される。</p>
 <p data-bbox="504 618 592 651">可燃物</p>	<p data-bbox="770 577 1353 696">木材・プラスチック等で構成され、小粒コンクリート片や粉々になった壁材等と細かく混じり合った状態から可燃分を選別したもの。</p>
 <p data-bbox="504 842 592 875">不燃物</p>	<p data-bbox="770 779 1353 943">コンクリート、土砂等で構成され、小粒コンクリート片や粉々になった壁材等と木片・プラスチック等が細かく混じり合った状態から、不燃分を選別したもの（再生資材として活用できないもの）。</p>
 <p data-bbox="504 1066 592 1099">土砂系</p>	<p data-bbox="770 1048 1353 1122">建物や基礎等の解体時に発生する残材や土砂等が混じり合ったもの。</p>
 <p data-bbox="504 1290 667 1323">コンクリートがら</p>	<p data-bbox="770 1249 1353 1368">主に建物や基礎等の解体により発生したコンクリート片やコンクリートブロック等で、鉄筋等を取り除いたもの。</p>
 <p data-bbox="504 1514 603 1547">金属くず</p>	<p data-bbox="770 1473 1353 1592">災害廃棄物の中に混じっている金属片で、選別作業によって取り除かれたもの（自動車や家電等の大物金属くずは含まず）。</p>

【水害による災害廃棄物発生量】

滋賀県防災情報マップとして公表されている浸水想定区域図をもとに、滋賀県が策定された滋賀県災害廃棄物処理計画の建物被害（床上浸水及び床下浸水）世帯数を整理して琵琶湖、野洲川及び日野川による災害廃棄物量を算出した。推計結果を表 1-14 に示す。想定される災害廃棄物の発生量は約 28,100 t であり、平常時の本市全体排出量（年約 14,000t 程度）の約 2.0 年分である。

表 1-14 水害における災害廃棄物発生量

琵琶湖／河川	床上浸水（世帯数）	床下浸水（世帯数）	災害廃棄物発生量(t)
琵琶湖	251	345	990
野洲川	6,012	11,072	23,690
日野川	887	816	3,420

※滋賀県災害廃棄物処理計画（平成 30 年 3 月：滋賀県）から引用。

※琵琶湖および日野川については、平成 31 年 3 月 19 日に新たな浸水想定区域図が公表されましたが、現時点で浸水する世帯数および災害廃棄物発生量の想定が出ていないため、表 1-15 の浸水想定区域図から算出した数値を記載。

表 1-15 浸水想定区域図

No.	図面名	作成者	公表年月日
1	琵琶湖 浸水想定区域図	国土交通省琵琶湖河川事務所	平成 17 年 6 月 10 日
2	野洲川 浸水想定区域図	国土交通省琵琶湖河川事務所	平成 28 年 6 月 14 日
3	日野川 浸水想定区域図	滋賀県土木交通部流域政策局	平成 16 年 5 月 12 日

(2) 災害廃棄物の処理可能量

【焼却施設の処理可能量】

本市では、野洲クリーンセンターにおいて一般廃棄物の焼却処理を行っている。野洲クリーンセンターの処理実績等から算定される災害廃棄物の焼却処理可能量等を表 1-16 に示す。本市内で発生する災害廃棄物のうち、野洲クリーンセンターで処理が可能なものは年間 1,162 t と推計される。

また、本市内の産業廃棄物焼却施設（許可施設）は 2 施設あり、その処理実績等から算定される処理可能量等を表 1-17 に示す。

以上のことから算出される本市の災害廃棄物（可燃物）の処理可能量は、年間 3,944 t であり、琵琶湖西岸断層帯地震により生じた災害廃棄物を焼却処理するために要する期間は約 8.2 年となる。そのため、県等の関係機関と連携し、広域処理に係る支援要請を行うなどの対応が必要になる。

表 1-16 一般廃棄物焼却施設の処理可能量

施設名	年間処理量 実績 ^{※1} (t/年度)	年間最大 稼働日数 (日/年)	処理 能力 (t/日)	年間処理 能力 (t/年)	処理 可能量 ^{※2} (t/年)	処理 可能量 ^{※2} (t/3年)
野洲クリーンセンター	12,297	313	43	13,459	1,162	3,486

※1 年間処理実績量は、平成 30 年度の実績にもとづく。

※2 野洲クリーンセンターの処理可能量は、野洲クリーンセンターで処理可能な災害廃棄物のうち、本市内において発生が予想される災害廃棄物の量を記載

表 1-17 産業廃棄物焼却施設の処理可能量

事業者	年間処理量 実績 [※] (t/年度)	処理能力 (t/日)		年間処理 能力 (t/年)	処理 可能量 (t/年)	処理 可能量 (t/3年)
		廃棄物の種類				
株式会社赤坂組	1,075	17.22	木くず	4,305	2,705	8,115
株式会社丸池	71	0.88	木くず	220	77	231
合計	1,146	18.10	—	4,525	2,782	8,346

※年間処理実績量は、平成 30 年度の実績にもとづく。

※参考 産業廃棄物破碎施設

事業者	処理能力
進幸金属興業株式会社	廃プラスチック類 3t/日、木くず 3.2t/日、金属くず 9.8t/日 等
有限会社伊藤商店	廃プラスチック類 4.53t/日、木くず 4.74t/日、金属くず 4.06t/日 等
有限会社山本巖商店	廃プラスチック類 3t/日、木くず 3t/日、金属くず 3t/日 等
株式会社黒田商会	廃プラスチック類 3.8t/日、木くず 24.1t/日、金属くず 88.4t/日 等
株式会社丸池	廃プラスチック類 4.5t/日、木くず 4.8t/日、金属くず 4.8t/日 等

○滋賀県と「災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」を締結している一般社団法人滋賀県産業廃棄物協会の資料にもとづく。

【最終処分場の処理可能量】

本市では、蓮池の里第二処分場において一般廃棄物の最終処分を行っている。蓮池の里第二処分場の処理実績等から算定される災害廃棄物の埋立処理可能量等を表 1-18 に示す。本市内で発生する災害廃棄物のうち、蓮池の里第二処分場で処理可能なものは 8,400 t と推計される。そのため、県等の関係機関と連携し、広域処理に係る支援要請を行うなどの対応が必要になる。

表 1-18 一般廃棄物最終処分場の処理可能量

施設名	残余容量 ^{※1}	年間埋立容量	10 年後 残余容量
蓮池の里第二処分場	13,421 m ³ (21,071 t)	680 m ³ (1,068 t)	5,350 m ³ (8,400 t)

※1 平成 31 年 3 月現在

表 1-19 産業廃棄物最終処分場の処理可能量

施設名	残余容量 ^{※1}	年間埋立量 (t/年度)	10 年後 残余容量	施設の 種類
株式会社赤坂組	12,930 m ³ (19,395t)	133 m ³ (200t)	11,597 m ³ (17,395t)	安定型

※1 平成 31 年 3 月現在

【災害廃棄物の処理フロー】

a) □琵琶湖西岸断層帯地震における災害廃棄物処理フロー

琵琶湖西岸断層帯地震において発生が想定される災害廃棄物の処理フローを図 1-2 に、破碎選別後の災害廃棄物の搬出先を表 1-20 に示す。一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設を活用した場合、市内で処理できる可燃物及び不燃物の量はそれぞれ 11,832 t、4,500 t であり、可燃物 20,668 t の処理について市外処理等の検討が必要である。

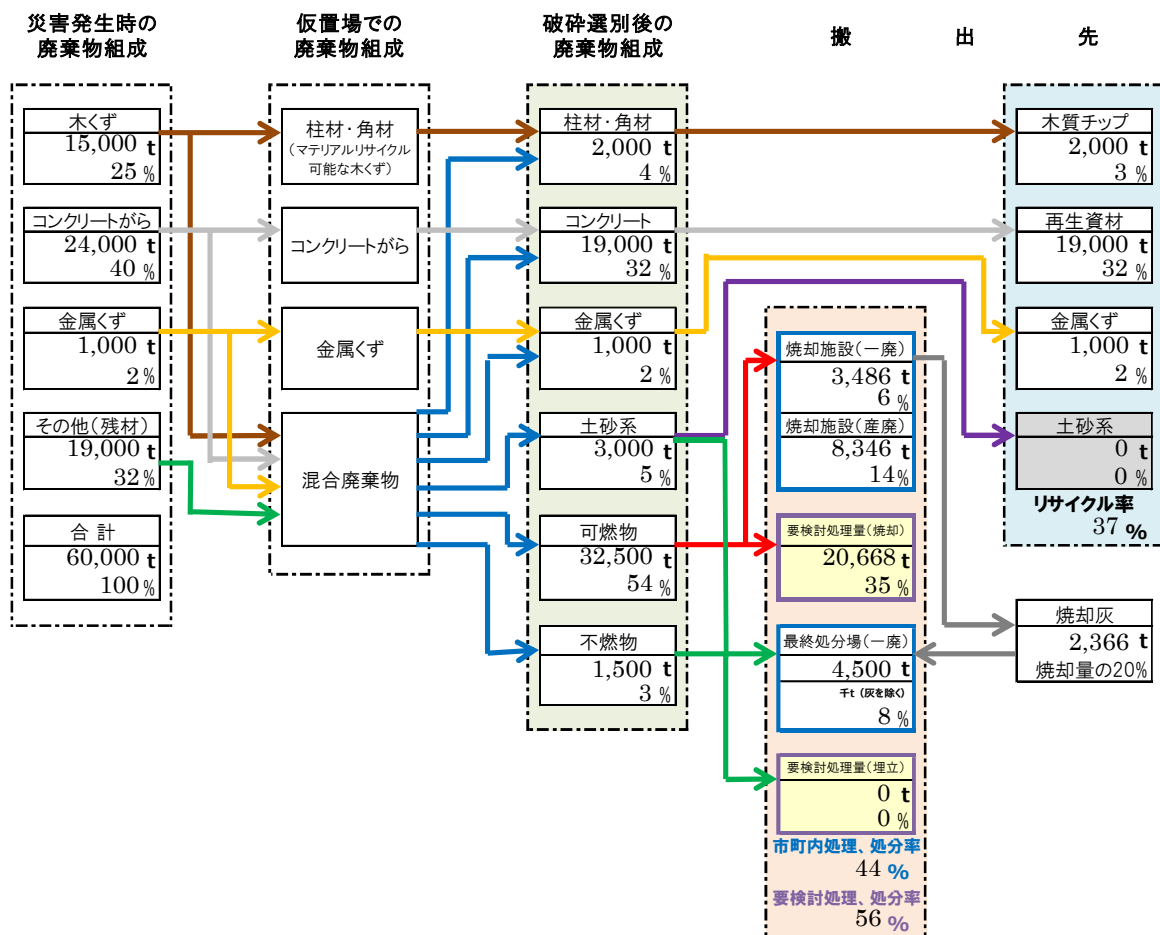


図 1-2 地震の災害廃棄物処理フロー

表 1-20 破碎選別後の災害廃棄物の搬出先

破碎選別後の 廃棄物組成	発生量 (t)	搬出先
柱材・角材	2,000	全量を木質チップとし燃料若しくは原料として売却
コンクリート	19,000	全量を再生資材として活用
金属くず	1,000	全量を金属くずとして売却
土砂系	3,000	全量を既往施設で埋立 若しくは 再生資材として活用について要検討
可燃物	32,500	全量を既往施設で焼却 若しくは 20,668t の処理について要検討
不燃物	1,500	全量を既往施設で埋立

4. 避難所ごみ及びし尿の発生量等について

(1) 避難所ごみの発生量

琵琶湖西岸断層帯地震において発生が想定される避難所ごみの量は、表 1-21 のとおりであり、1日当たり 3.9 t の避難所ごみが発生する。

表 1-21 避難所ごみ発生量

災害	避難者数 (人)	避難所ごみ (t/日)
琵琶湖断層帯地震	4,843	3.9

(2) し尿の発生量等

【し尿の発生量】

し尿収集量等の推計結果を表 1-22 に示す。

琵琶湖西岸断層帯地震において発生が想定されるし尿の量は、最大で1日当たり 6,780L である。また、このし尿を3日に1回の頻度で収集する場合、仮設トイレの必要設置数は50基と推計される。

表 1-22 避難所し尿発生量及び仮設トイレ必要設置数

地震	避難者数 (人)	避難所し尿発生量 (L/日)	仮設トイレ必要設置数 (基)
琵琶湖西岸断層帯地震	4,843	6,780	50

【し尿処理施設の処理可能量】

本市では、し尿処理施設を湖南広域行政組合（草津市）において設置しているが、琵琶湖西岸断層帯地震が発生したときの処理可能量（余力）等を表 1-23 に示す。発災後4日後の収集で既に避難所し尿発生量の累計が処理可能量を上回り、し尿処理施設において処理しきれないことが想定される。そのため、構成4市の状況を鑑み、処理可能量等の受入体制の調整が必要と考えられる。

また、し尿処理施設が被災し、稼働することができない場合は、県等と関係機関と連携し、広域処理に係る支援要請を行うなどの対応が必要となる。

表 1-23 し尿処理施設の処理可能量等 (L/日)

施設名	1日後収集		2日後収集		3日後収集	
	処理可能量	避難所し尿発生量	処理可能量	避難所し尿発生量 (累計)	処理可能量	避難所し尿発生量 (累計)
湖南広域行政組合	22,590	6,780	22,590	13,560	22,590	20,340

施設名	4日後収集		1週間後のし尿処理対応	
	処理可能量	避難所し尿発生量 (累計)	処理可能量	避難所し尿発生量
湖南広域行政組合	22,590	27,120	22,590	47,460

5. 災害廃棄物の仮置場

災害廃棄物を円滑かつ適正に処理するためには、一定の面積の仮置場（生活環境・空間の確保、復旧等のために被災家屋等から廃棄物を搬出し、仮に集積する場所）を確保する必要がある。

琵琶湖西岸断層帯地震により発生が想定される災害廃棄物の量に対し、必要な仮置場面積を表 1-25 に示す。

なお、仮置場の確保に当たって、候補地を選定し、民地における受入に関しては合意形成の上、仮置場を設置する。仮置場の設置後は、適切な管理、運営を行い、処理終了後は土壌汚染など十分配慮の上、仮置場の復旧、返却を行うものとする。

表 1-24 仮置場の主な種類

種類	概要
一次仮置場	災害廃棄物を一時的に集積し、分別・保管を行う場所。 (二次仮置場での保管・処理を行うまでの間で使用)
二次仮置場	一次仮置場から搬出した災害廃棄物の保管・分別（一次仮置場より詳細な分別）や、仮設の破碎・選別機等を設置して処理を行う場所。

表 1-25 仮置場の必要面積（推計）

地震	発生量	一次仮置場必要面積	二次仮置場必要面積
琵琶湖西岸断層帯地震	60,000 t	1.84ha	0.82ha

(注) 上記は、野洲市内の「全ての災害廃棄物」を「同時に」「1 箇所」に仮置きした場合の必要面積。実際は同時に 1 箇所とはならず、複数箇所設置し、順次搬入・搬出してやり繰りする。

6. 災害廃棄物等に必要収集運搬体制

(1) 現状

【生活ごみ等】

本市の生活ごみ等の収集運搬に用いる車両の台数と積載量を表 1-26 に示す。

表 1-26 野洲市のごみ収集運搬車両 (H31 年 3 月現在)

管理体制	台数	積載量 (t)
直営	－	－
委託	28	90
許可※	31	59
合計	59	149

※事業系一般廃棄物収集運搬許可業者登録車両を含む。

【し尿】

本市のし尿の収集運搬に用いる車両の台数と積載量を表 1-27 に示す。

表 1-27 野洲市のし尿収集運搬車両 (H31 年 3 月現在)

管理体制	台数	積載量 (t)
直営	－	－
委託	7	28
許可	－	－
合計	7	28

(2) 必要な収集運搬体制

【家屋解体等に伴う廃棄物】

本市において、琵琶湖西岸断層帯地震により発生すると推定される家屋解体等に伴う廃棄物量は p.8 の表 1-10 に記載したとおりである。琵琶湖西岸断層帯地震では、家屋解体に伴う廃棄物を 1 年以内に仮置場に運搬するためには、解体現場から仮置場まで平均 15km 程度離れている場合、県全体で収集運搬車両が不足すると見込まれており、本市においても概ね同様と考えられる。

【生活ごみ等】

□琵琶湖西岸断層帯地震が発生したときの本市の収集が必要な廃棄物量及び収集運搬能力を表 1-28 に示す。

地震発生後 2 日後までに収集を開始する場合は、1 日 1 回の収集で対応が可能と見込まれる。

表 1-28 野州市の収集が必要な廃棄物量及び収集運搬能力 (t)

収集開始時期	1 日後	2 日後	3 日後	4 日後	収集運搬能力 (委託)	
避難所ごみ	3.9	7.8	11.7	15.6	被害なし	90 t / 日
通常ごみ※ ¹	32.0	64.0	96.0	128.0		
計	35.9	71.8	107.7	143.6		

※¹ 通常ごみは、一般家庭等から排出される収集ごみ (可燃・不燃・粗大)

【し尿】

□琵琶湖西岸断層帯地震が発生したときの本市の収集が必要な廃棄物量及び収集運搬能力を表 1-29 に示す。

地震発生後 3 日後までに収集を開始する場合は、1 日 1 回の収集で対応が可能と見込まれる。

表 1-29 野州市の収集が必要なし尿の量及び収集運搬能力 (L)

収集開始時期	1 日後	2 日後	3 日後	4 日後	収集運搬能力 (委託)	
避難所し尿	6,780	13,560	20,340	27,120	被害なし	28,000 ℓ / 日
通常し尿※ ¹	2,410	4,820	7,230	9,640		
計	9,190	18,380	27,570	36,760		

※¹ 通常し尿は、計画収集エリア (避難所外) において発生するし尿

第6節 野洲市の災害廃棄物処理の基本的な考え方

1. 早期の復旧・復興のための計画的な処理

早期の復旧・復興のため、原則として3年以内の処理完了を目指して、計画的な処理を行う。

2. 処理体制の確保及び広域処理等の推進

災害廃棄物は、本市及び湖南広域行政組合による処理体制の確保により、できる限り地域において処理を行うものとする。その上で、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理が困難な場合は、近隣市町、県、国や他都道府県等との連携による広域処理や民間廃棄物処理事業者による処理を行うものとする。

3. 災害廃棄物の再生利用及び減量化

循環型社会形成推進の観点から、災害廃棄物の分別・選別等を徹底し、処理することで、可能な限り再生利用及び減量化を行い、最終処分量の低減を図る。

4. 災害廃棄物処理に係る連携・協力の推進

災害廃棄物処理を担う各主体がそれぞれの役割を果たし、連携するとともに、他府県や各種団体、災害ボランティア等の協力を得ながら、適正かつ迅速な処理を進める。

第7節 災害廃棄物処理に係る各主体の主な役割

1. 野洲市の役割

災害廃棄物は、本市が主体となって処理を行う。

施設整備や仮置場選定、関係機関・廃棄物処理事業者団体との連携、災害廃棄物処理に係る職員研修、市民への啓発・情報提供等を通じて、災害に対応できる廃棄物処理体制を組織する。

災害時には、被害状況等を把握の上、資機材や人材、廃棄物処理体制等により、適正かつ迅速な災害廃棄物処理を行う。

他市町や他都道府県における大規模災害発生時には、支援を行う自治体として、資機材・人材の応援や広域的な処理の受入れ等に協力する。

なお、企業の事業場等から発生する災害廃棄物については、原則として各企業が主体となって処理することとする。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条に基づく補助の対象の該否等を踏まえて対応する。

2. 県の役割

平常時から、災害に対応できる廃棄物処理体制の構築等に係る市町への技術的支援を行うとともに、関係機関・廃棄物処理事業者団体と災害廃棄物処理に必要な連携・協力を進める。

発災時は、被災市町が適正かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、支援ニーズを把握するとともに、他市町や他都道府県、国、廃棄物処理事業者団体等による支援に関する調整や処理・処分に係る技術的支援、県域全体の処理業務の進捗管理を行う。

甚大な被害を受けた市町が自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合は、市町からの事務の委託等により、県が市町に代わって災害廃棄物処理を行う。

他都道府県における大規模災害発生時に、支援を行う県として、資機材・人材の応援や広域的な処理の受入れ等に係る調整等を行う。

3. 国の役割

全国及び地域ブロック単位において、国、地方公共団体、事業者及び専門家等の関係者の連携体制の整備を図る。特に地域ブロック単位での大規模災害への備えとして、大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画の策定又は運用等を進める。

大規模災害発生時には環境省地方環境事務所が地域ブロックの要となり、被災地域の支援等を行い、災害対策基本法に基づき処理指針を策定し、全体の進捗管理を行う。

地方公共団体の連携・協力のみでは災害廃棄物処理が困難な場合で、災害対策基本法が定める要件※に該当する場合、国が被災市町に代わって災害廃棄物処理を行う。

※要件：被災市町の処理の実施体制、専門知識・技術の必要性、広域処理の重要性

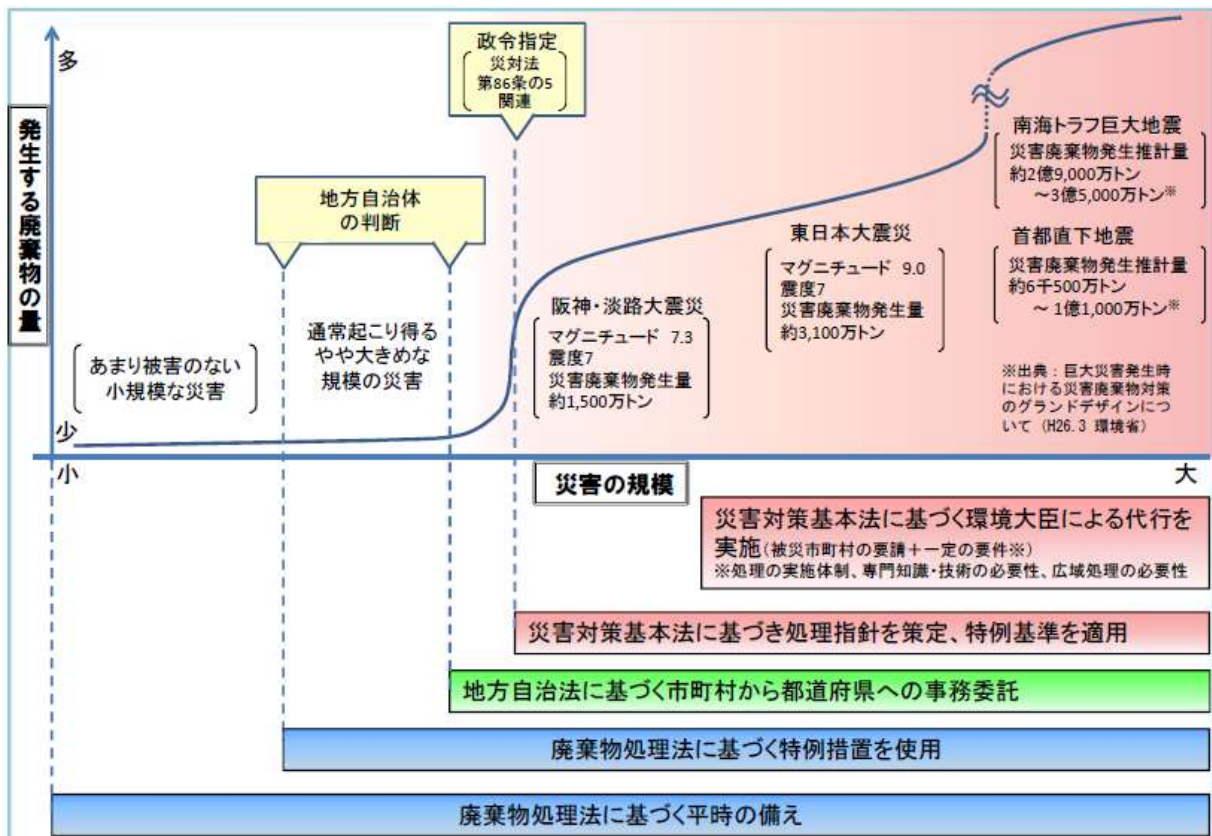


図 1-3 災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方

【出典】環境省 HP

4. 廃棄物処理業者の役割

廃棄物処理事業者は、平常時から、災害廃棄物処理に係る情報収集や体制整備を行い、発災時には、協力協定に基づく災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理への協力を努めるものとする。

なお、必要に応じて協力協定を締結していない処理業者にも協力を要請するものとする。

5. 事業者の役割

大量の災害廃棄物を排出する可能性のある事業者や、危険物・有害物質等を有する事業者は、平常時から、製品に係る情報提供、災害廃棄物の発生の予防や処理方法を検討し、発災時には災害廃棄物の適正処理に協力する。

また、災害時の協力協定を締結している事業者は、発災時は協定に基づく協力を努めるものとする。なお、必要に応じて協力協定を締結していない事業者にも協力を要請するものとする。

6. 住民の役割

平常時から、家庭における減災の取り組みや退蔵品の適正な廃棄などにより、災害廃棄物の発生抑制に努めるものとする。

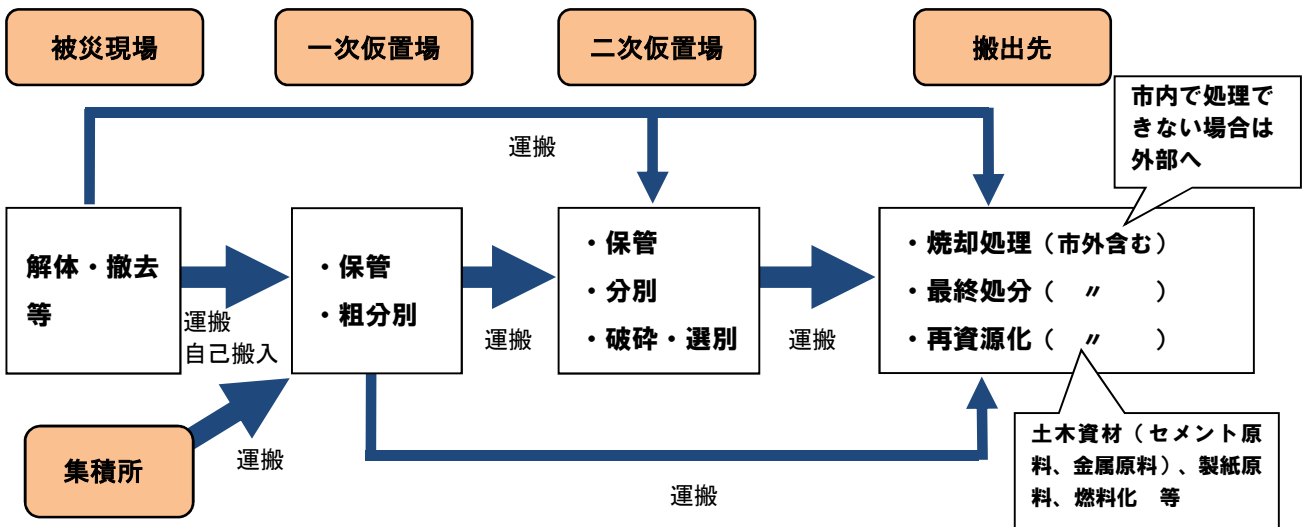
発災時には、定められた収集・分別方法に基づき適正に排出するなど、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に協力するものとする。

第8節 災害廃棄物処理の基本的な流れ

1. 災害廃棄物の処理等の概要

災害廃棄物は、被災現場から一次仮置場へと運搬し、一次仮置場においておおよその分別を行って集積・保管する。

その後、一次仮置場から二次仮置場へと運搬し、さらに詳細な分別や、種類・正常に応じて破碎・選別等の処理を行い、搬出する。再生資材として利用できるものはできる限り再資源化を図り、可燃物及び不燃物は焼却施設や最終処分場等で適正に処分する。



(イメージ)



被災現場



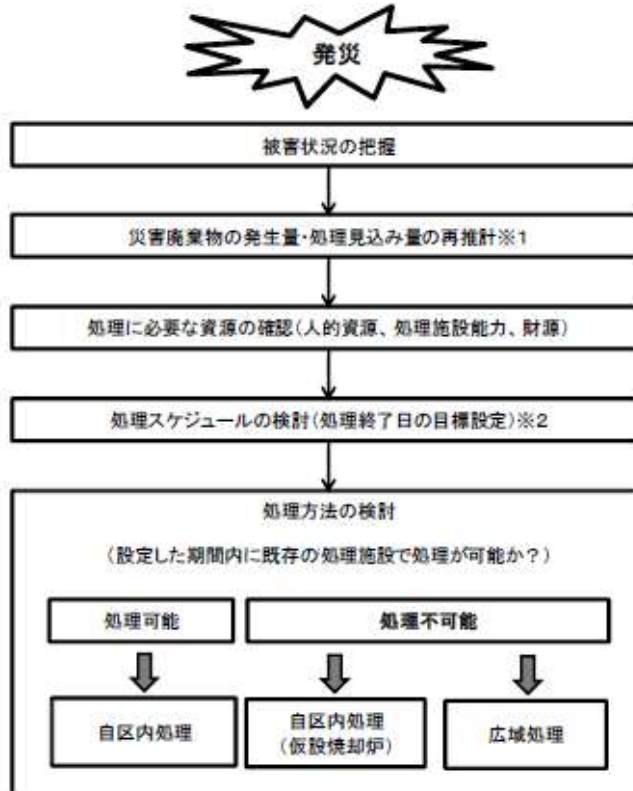
一次仮置場（熊本県益城町）



二次仮置場（選別）（熊本県）

図 1-4 災害廃棄物処理の流れ

【出典(写真)：環境省災害廃棄物対策フォトチャンネル（平成 28 年熊本地震）など】



※1 処理計画で推計した発生量・処理見込み量を、実際の被害状況を基に再推計

※2 阪神・淡路大震災や東日本大震災においては、建物の解体が約2年、災害廃棄物の処理が約3年のスケジュールで行われた。

図 1-5 発災後の処理の流れ

2. 災害時の生活ごみ、し尿の処理等の概要

災害時には、被災地域以外のし尿や生活ごみに加えて、避難所等における仮設トイレのし尿やごみの処理を行う必要がある。これらは発災直後から発生するものであり、生活環境の保全や公衆衛生上の支障の観点から、迅速に対応する。

(1) 生活ごみ等

収集運搬体制を速やかに確保し、被災地域及び避難所のごみを収集する。収集したごみは、仮置場に搬入せず稼働する一般廃棄物（ごみ）処理施設へ運搬し、処理を行う。

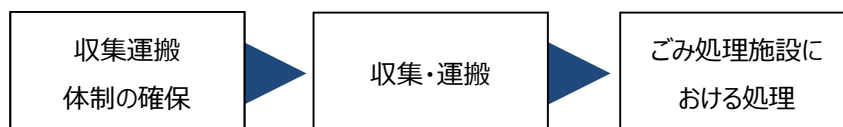


図 1-6 生活ごみ等の基本的な処理フロー

(2) し尿

仮設トイレを確保し、避難所に設置し、収集運搬体制を確保の上、し尿の収集を行う。収集したし尿は、稼働するし尿処理施設へ運搬し、処理を行う。

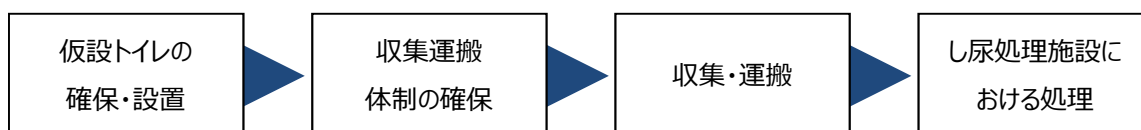


図 1-7 し尿の基本的な処理フロー

3. 事務の委託等について

行政機能が壊滅的被害を被った場合や発生量等が莫大である場合など、本市で対応困難な場合、可能な範囲まで災害廃棄物処理業務を行うこととした上で、「事務の委託」（地方自治法 252 条の 14）又は「事務の代替執行」（地方自治法 252 条の 16 の 2）により、県に対して、災害廃棄物処理業務の実施を求めることができる。

被災状況により事務の委託等を行う必要が生じた場合には、速やかに県に意向を伝える。

本市の行政機能の状況、災害廃棄物発生量、処理体制、他市町や廃棄物処理事業者団体等による処理支援の状況などが総合的に勘案され、事務の委託等が行われることとなった際は、県が本市に代わって災害廃棄物処理を行うこととなり、本市は実施する業務の範囲や経費負担等を定めた規約作成等の必要な手続きを速やかに進めるものとする。

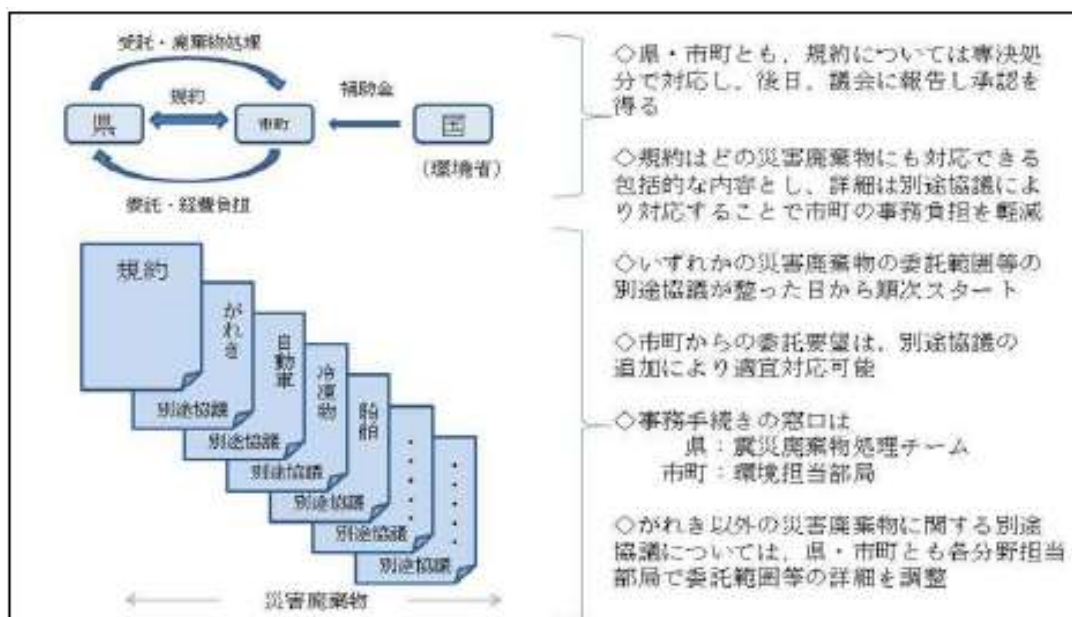


図 1-8 事務委託のフロー（宮城県の場合）

※【出典】宮城県 災害廃棄物処理業務の記録

〇〇市（町）と宮城県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託に関する規約

（災害等廃棄物処理の事務の委託）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、〇〇市（町）は、その事務として行う廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第22条に規定する災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理（以下「災害等廃棄物処理の事務」という。）を宮城県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 前条の規定により宮城県に委託する災害等廃棄物処理の事務（以下「委託事務」という。）の範囲は、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により特に必要となった廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理とする。

（委託事務の管理及び執行の方法等）

第3条 委託事務の管理及び執行については、宮城県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

2 委託事務の管理及び執行によって生じる収益は、宮城県の収入とする。

（委託事務に要する経費の負担等）

第4条 委託事務に要する経費は、〇〇市（町）が負担する。

2 前項の経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、〇〇市（町）と宮城県とが協議して定める。この場合において、宮城県知事は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類を〇〇市（町）長に送付するものとする。

（補足）

第5条 宮城県知事は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに〇〇市（町）長に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、災害等廃棄物処理の事務の委託に関し必要な事項は、〇〇市（町）と宮城県とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

図 1-9 事務の委託にかかる規約例（宮城県の場合）

※【出典】宮城県 災害廃棄物処理業務の記録

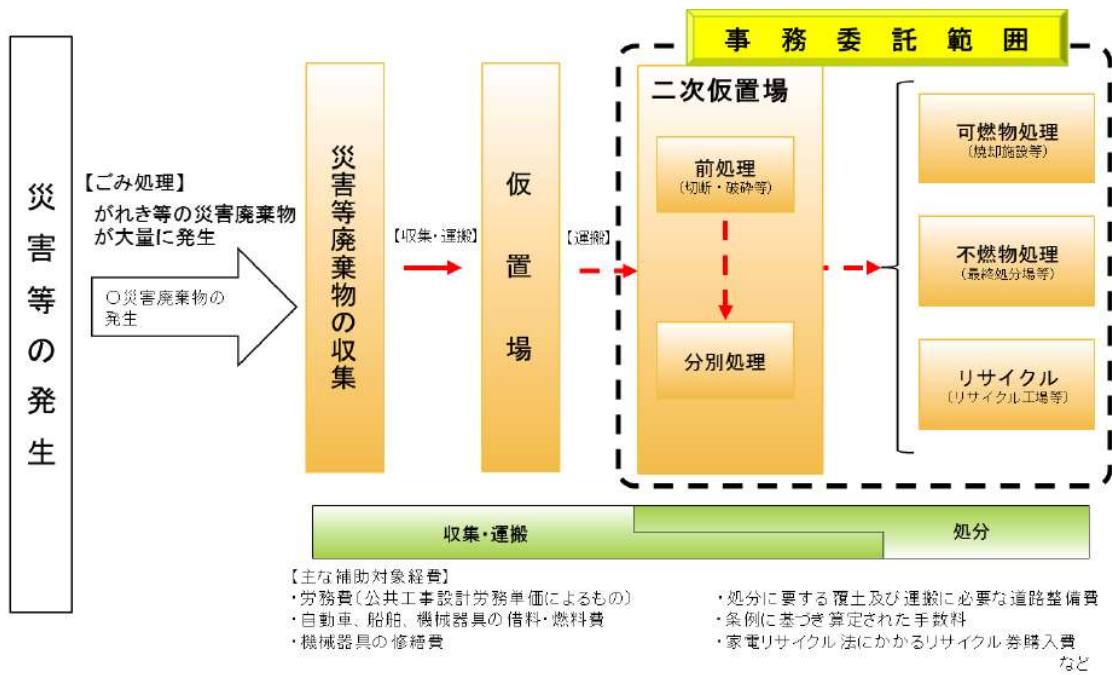


図 1-10 熊本県における事務の委託の範囲

【出典】熊本県災害廃棄物処理実行計画 (H28.6)

4. 災害廃棄物の処理期間

阪神・淡路大震災や東日本大震災では概ね3年程度で災害廃棄物処理を完了している。

下表は、東日本大震災での処理実績をもとにしたスケジュールの例（発注等の手続きを含めた全体工程）である。

表 1-30 処理スケジュール（例）

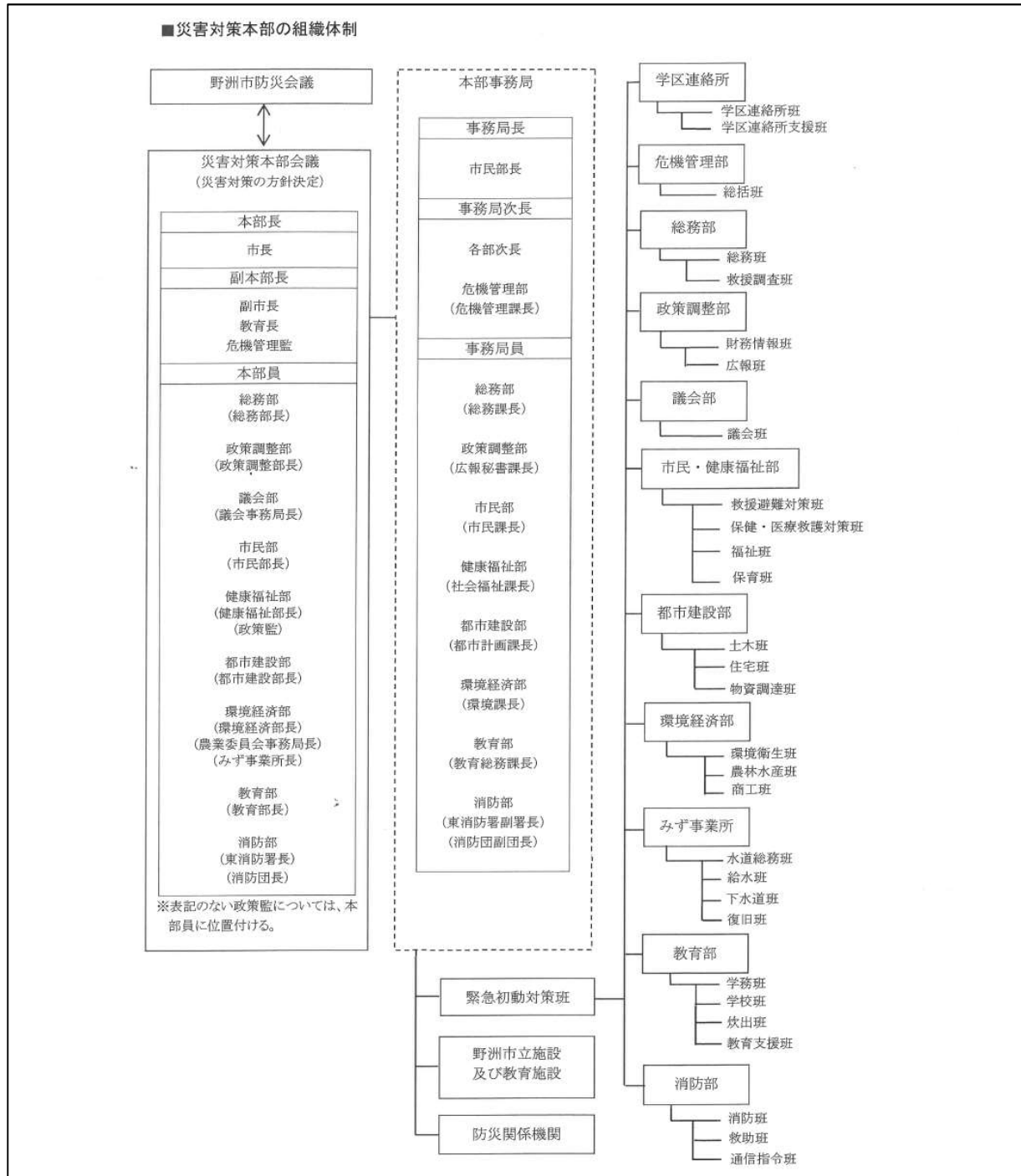
項目	検討すべき 詳細事項	標準的な 必要日数	経過時間							
			0.5年	1年	1.5年	2年	2.5年	3年		
			6ヶ月	12ヶ月	18ヶ月	24ヶ月	30ヶ月	36ヶ月		
各種調整	廃棄物処理先との調整 (既設施設、最終処分場)	関係行政機関とも調整	[Red bar spanning 0.5 to 3 years]							
既設 焼却施設 (被災なし)	住民説明等	災害廃棄物処理に係る 住民説明	30日	[Blue bar from 0 to 0.5 years]						
	焼却処理			[Red bar from 0.5 to 3 years]						
既設 焼却施設 (被災あり)	補修等	点検、補修	90日	[Blue bar from 0 to 0.5 years]						
	住民説明等	災害廃棄物処理に係る 住民説明	30日	[Blue bar from 0 to 0.5 years]						
	試験焼却(必要な場合)	試験焼却、結果整理	60日	[Blue bar from 0 to 0.5 years]						
	焼却処理			[Red bar from 0.5 to 3 years]						
仮設焼却炉	委託業者選定・契約	仕様書作成、審査 (審査委員の選定)	120日	[Blue bar from 0 to 0.5 years]						
	設計、建設、試運転	機材発注、造成、各種設 置許可申請等	180日	[Blue bar from 0 to 1.5 years]						
	生活環境影響調査		120日	[Blue bar from 0 to 1 year]						
	焼却処理			[Red bar from 1.5 to 3 years]						
仮置場 処理施工	契約	施工業者選定・契約	仕様書作成、審査 (審査委員の選定)	120日	[Blue bar from 0 to 0.5 years]					
		金属くず、処理困難物等 回収業者選定手続き、契約	要件検討、業者抽出 (資格確認等事前審 査)等	120日	[Blue bar from 0 to 0.5 years]					
		解体・撤去、一次仮置場への搬入			[Red bar from 0.5 to 1.5 years]					
	一 次 仮 置 場	重機手配	新規製作も考慮	90日	[Blue bar from 0 to 0.5 years]					
		個別指導、管理体制整備	管理マニュアル作成 施工管理契約	90日	[Blue bar from 0 to 0.5 years]					
		分別			[Red bar from 0.5 to 2 years]					
	二 次 仮 置 場	片づけ、返還	土壌汚染調査、立会、 現況復旧	90日	[Blue bar from 2.5 to 3 years]					
		各種事前整備、調整	地元説明、造成、附帯 工、各種設置許可申請	120日	[Blue bar from 0 to 0.5 years]					
		破砕選別ユニット発注、設置		180日	[Blue bar from 0 to 1.5 years]					
		生活環境影響調査	廃掃法上必要な施設	120日	[Blue bar from 0 to 1 year]					
		2次仮置場への搬入			[Red bar from 1.5 to 2.5 years]					
		破砕選別			[Red bar from 1.5 to 3 years]					
		片づけ、返還	土壌汚染調査、立会、 現況復旧	90日	[Blue bar from 3 to 3.5 years]					
					[Red bar from 2.5 to 3 years]					
仮設トイレ	調達・設置	避難所開設に併せて 速やかに調達・設置		[Blue bar from 0 to 0.5 years]						
	運用・撤去	避難所開設当初～ 避難所閉鎖		[Red bar from 0.5 to 3 years]						
し尿処理既設 (被災なし)	し尿処理		[Red bar from 0.5 to 3 years]							
し尿処理既設 (被災あり)	補修等	点検、補修 他市町等への依頼	90日	[Blue bar from 0 to 0.5 years]						
	し尿処理	他市町等の処理支援 一時保管 復旧後、自施設で処理		[Red bar from 0.5 to 3 years]						

第9節 災害廃棄物処理に係る野州市の組織体制

1. 災害対策本部（野州市地域防災計画）

災害対策本部組織図を図 1-11 に示す。本市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策基本法に基づき、災害応急対策を行うための災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成とその実施、関係機関の連絡調整等を図る。



※災害廃棄物処理については、環境衛生班を中心に対応。

図 1-11 災害対策本部組織図

資料：野州市地域防災計画

2. 災害廃棄物対策本部

災害廃棄物発生が想定される場合、災害廃棄物収集処理及び清掃担当、がれき等処分場確保担当、し尿収集処理及び清掃担当、仮設トイレ担当及びこれらを統括する責任者を設け、職員を配置する。事務量が多く通常の人員体制で対応困難な場合は、他部局や県を通じて人員を確保する。また、災害廃棄物処理に当たっては、必要に応じて土木部局や他の関連部局に支援を求める。

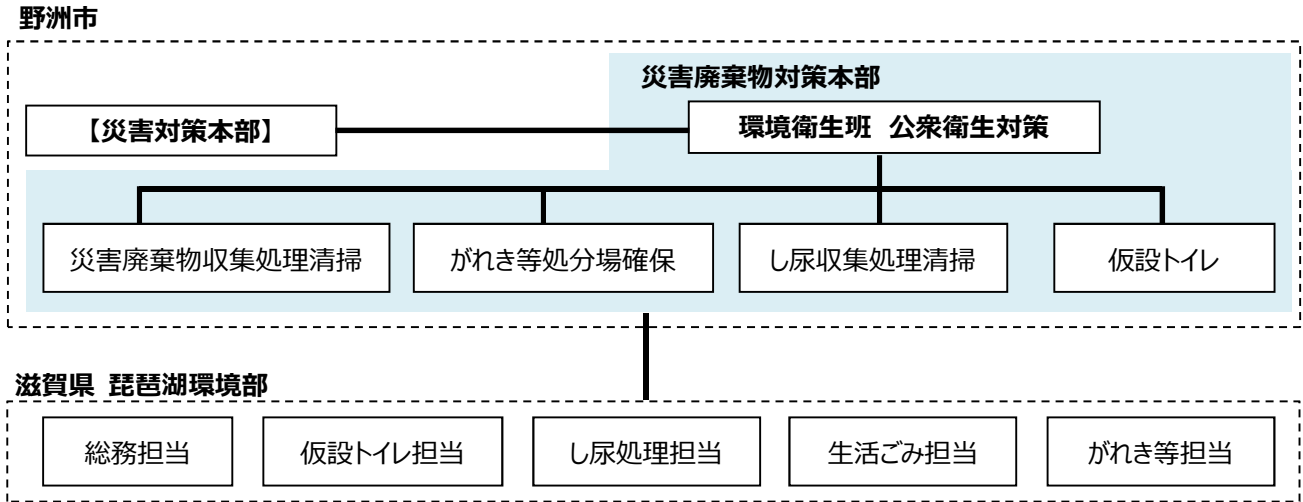


図 1-12 災害廃棄物処理に関する県及び本市の体制

【資料】滋賀県災害廃棄物広域調整マニュアルに基づき記載

表 1-31 公衆衛生対策の主な業務

担当名	主な業務
災害廃棄物収集処理及び清掃担当	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の参集状況の確認等 ・災害廃棄物処理に係る業務全体の総括、進行管理 ・災害対策本部など関係所属との連絡調整・情報収集 ・災害廃棄物処理に国庫補助に係る事務 ・被災状況の把握 ・住民等への広報 ・生活ごみ（避難所ごみ含む）の処理及び収集・運搬に関する計画策定、処理の実施 ・事務の委託等の検討・調整・規約等の手続及び予算・経理業務 ・広域支援要請 ・野洲市災害廃棄物処理実行計画の策定・見直し・進行管理 など
がれき等処分場確保担当	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況の把握 ・公費解体に関する計画策定、実施 ・仮置場、がれき処理及び収集・運搬に関する計画策定、処理等の実施 ・広域支援要請 など
し尿収集処理及び清掃担当	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況の把握 ・し尿処理及び収集・運搬に関する計画策定、処理の実施 ・広域支援要請 など
仮設トイレ担当	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況の把握 ・広域支援要請 ・仮設トイレの設置・撤去、下水道施設の復旧状況の把握 など

【資料】災害廃棄物広域調整マニュアルに基づき記載

第10節 災害廃棄物処理に係る財源等

災害廃棄物処理や廃棄物処理施設の復旧等に係る財源となる国の災害等廃棄物処理事業費補助金等の概要を図1-13に示す。

災害廃棄物の処理を県に委託等する場合、本市が国から財政措置を受け、県に支払うこととなる。

図1-13 災害等廃棄物処理事業費補助金等の概要

災害等廃棄物処理事業費補助金						
災害等廃棄物処理事業は、市町村(一部事務組合・広域連合を含む)が災害その他の事由のために実施した廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第22条の規定に基づき、市町村に対し国庫補助を行うものである。						
	通常災害 (右記以外)	激甚災害	熊本地震 (平成28年4月)		阪神・淡路 大震災 (平成7年1月)	東日本大震災 (平成23年3月)
対象の市町村	被災市町村	激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村	被災市町村	事業費が標準税収入の一定割合を超えた市町村	特定被災地方公共団体である市町村	特定被災地方公共団体である市町村
国庫補助率	1/2	1/2	1/2		1/2	対象市町村の標準税収入に対する災害廃棄物処理事業費の割合に応じ、10/100以下の部分は5/10、10/100超20/100以下の部分は8/10、20/100超の部分は9/10 ※東日本大震災財特法
GND基金	—	—	—	事業費の2.5%(国庫補助及び地方財政措置後の残割合)から、標準税収入の0.5%相当額を控除した額の90%について、熊本県に設置した基金を取り崩して措置	—	地方負担額の実情を考慮した地方の一時負担の軽減のため、基金を用いて国の実負担額を平均95%とする。 ※東日本大震災がれきり特措法
地方財政措置	地方負担分の80%について特別交付税措置	左記に加え、さらに残りの20%について、災害対策債により対応することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置 ※起債充当率100%	(1)災害対策債の発行要件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入 ※起債充当率100% (2)災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置		地方負担分の全額について、災害対策債により対応することとし、その元利償還金の95%について特別交付税措置 ※起債充当率100%	地方負担分の全額について、震災復興特別交付税により措置
	90%	95.7%	97.5%	最大99.7%(※) ※環境省試算に基づく	97.5%	100%

廃棄物処理施設災害復旧事業

廃棄物処理施設災害復旧事業については必要経費の1/2を補助し、市町村等の負担を軽減し、生活の早急な回復を図ります。

	通常	新潟県 中越地震	熊本地震	阪神・淡路 大震災	東日本大震災
対象事業	・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽(市町村整備推進事業) ・産業廃棄物処理施設 ・広域廃棄物処理立処分場 ・PCB廃棄物処理施設	・一般廃棄物処理施設	・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽(市町村整備推進事業)	・一般廃棄物処理施設 ・広域廃棄物処理立処分場	・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽(市町村整備推進事業)
国庫補助率	1/2 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)	8/10 (阪神淡路大震災財特法)	特定被災地方公共団体の標準税収入に対する災害復旧事業費の割合に応じて 20/100以下の部分は80/100、 20/100を超える部分は90/100 (東日本大震災財特法) その他の市町村については次により補助 1/2 (交付要綱)
地方財政措置	地方負担分の全額について、一般単独災害復旧事業債により対応することとし、その元利償還金の47.5%(財政力補正により85.5%まで)について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対応することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対応することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対応することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置	地方負担分の全額について、震災復興特別交付税により措置
	73.75%~92.75%	99%	99%	99%	100%

【資料】環境省説明会資料

第2章 平常時の災害廃棄物対策

本章は、本市独自あるいは本市が県と連携して平常時に取り組むべき災害廃棄物対策を記載するものである。

第1節 平常時（発災前）の災害廃棄物対策

1. 廃棄物処理施設の施設情報の把握

本市内外の廃棄物処理施設の処理能力、受入れ条件等を随時把握する。

2. 仮置場候補地の選定等

(1) 仮置場の候補地

地震、風水害等の多様な災害を想定して、事前に仮置場として使用が可能な公共用地等を調査してリスト化しておく。リスト化に当たっては、災害の種別毎に配置や規模を考慮する。

表 2-1 仮置場の選定に当たって考慮する主なポイント

①公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設、最終処分場跡地、駐車場、港湾等の長期にわたり使用できる平坦な場所（公有地（市有地、県有地、国有地等）等）
②未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない私有地（借り上げ）
③二次災害や環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域 ※余震等による法面崩壊や、汚濁水漏えいによる飲用水汚染、悪臭や粉じんの飛散等の二次被害をなるべく回避できる場所（住居等に隣接しない、飲用井戸が近隣に存在しない場所等） ※法律、条令等（自然公園等）で土地の用途として廃棄物処理が禁止された区域内でない土地
④浸水区域を避ける
⑤他の土地利用（仮設住宅等）にニーズが低い土地
⑥ダンプトラックの往来が可能な道路幅員があり、地盤強度を有する場所
⑦土壌汚染の有無等
⑧効率的な搬入ルート、アクセス道路（搬入路）の幅員、処理施設等の効率的な搬出ルートを想定し考慮する。

資料：国立環境研究所 仮置場の設置と留意事項

仮置場の候補地を野洲市地域防災計画より、表 2-2 に示す。

表 2-2 仮置場候補地リスト

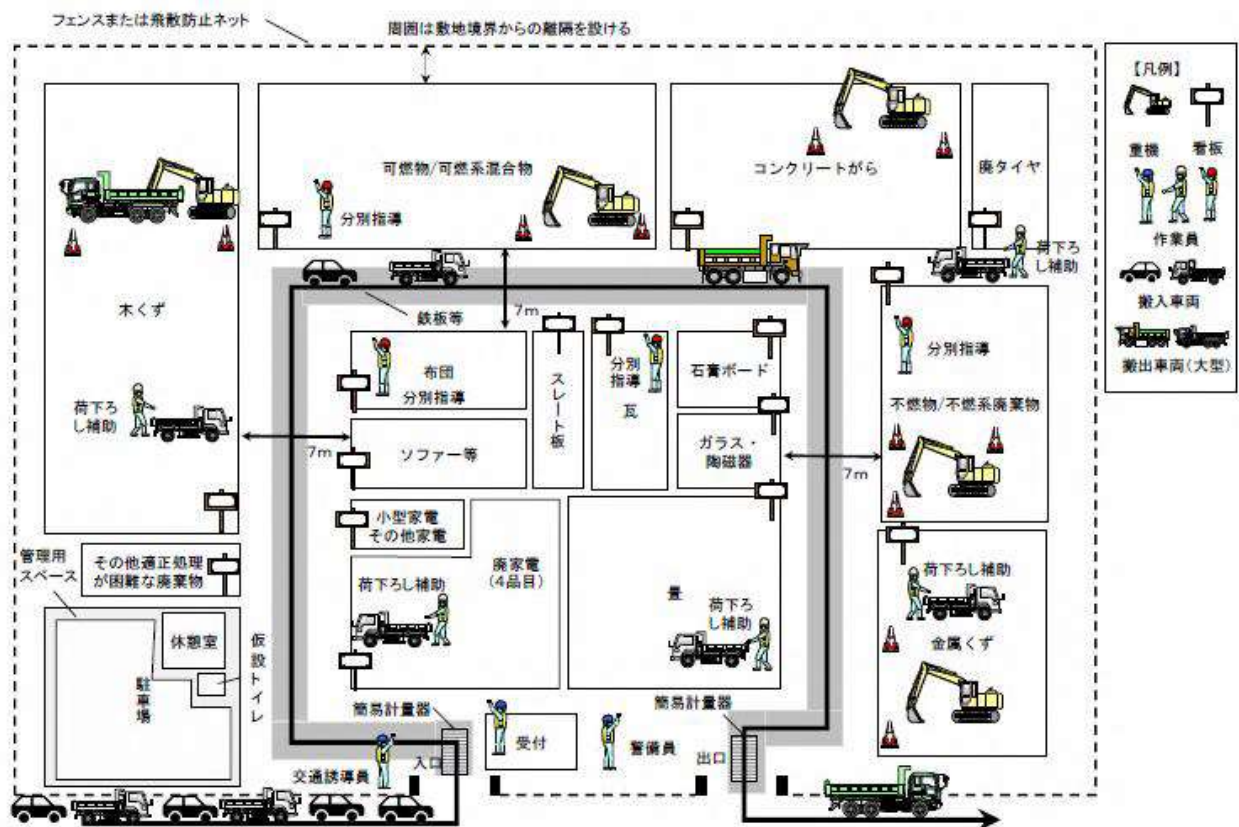
順位	土地の名称	面積	所在地	用途	留意点
1	蓮池の里処分場 (蓮池の里多目的公園グラウンド)	49,000 m ²	野洲市須原 598	一次・二次仮置場	24 時間作業可能

(2) 仮置場のレイアウト

【一次仮置場のレイアウト】

災害状況等によりレイアウトは変化するため、レイアウト案として示す。災害時には、レイアウト案を参考に災害廃棄物の発生状況、受入先に合わせごみの分別を決定し配置する。

図 2-1 一次仮置場レイアウトイメージ

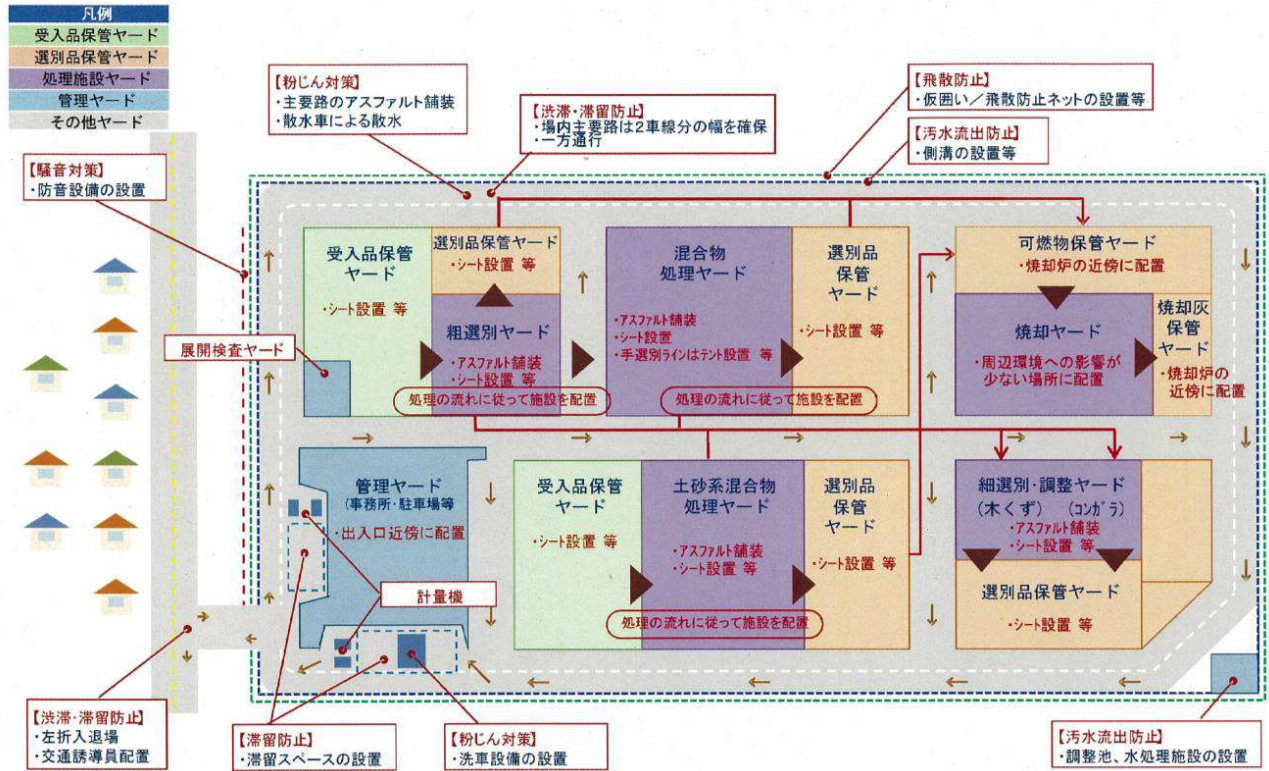


【出典】災害廃棄物対策指針 資料編

【二次仮置場のレイアウト】

一次仮置場のレイアウトの作成に当たり検討した事項に加え、車両導線を踏まえたトラックスケールやタイヤ洗い場の設置等の検討も必要とする。

図 2-2 二次仮置場レイアウトイメージ



【出典】 災害廃棄物対策指針 資料編

3. 廃棄物処理体制の整備等

下記に示す廃棄物処理体制の整備を行う。整備に当たっては、必要に応じて県からの助言や情報提供を受けることとする。

- ・災害時に施設の稼働を継続するために必要な人員・連絡体制や復旧対策、備蓄・資機材の確保、廃棄物処理事業者団体等との調整等を行う。
- ・処理施設の適切な維持管理による処理能力の確保や、最終処分場の残余容量を踏まえた計画的な整備等を図る。
- ・収集運搬車両の種類や台数に係る情報を収集し、収集運搬車両や震度分布図、浸水区域想定図、仮置場、収集運搬ルート等を考慮した災害時の収集運搬体制の検討を行う。
- ・仮設トイレや必要な備蓄品（消臭剤、脱臭剤等）等の確保に努めるとともに、避難所や被災地から排出されるごみの保管場所、保管・分別方法、収集運搬ルート等を想定する。

4. 関係者に対する訓練・研修等

災害発生時に計画に掲げた仕組みや取り組みが適切に機能するよう、本計画を関係者に周知し、共有するとともに、関係者が必要な役割を果たすことができるよう、意見交換や研修、訓練等を行う。

また、県や国が災害廃棄物処理に係る最新の法令・知見等の情報提供や発災時に備えた訓練等の研修会を行う場合には、積極的に参加する。

5. 住民等への情報提供

平常時から住民等に対して、器物の落下防止や家具等の転倒防止、住宅の適正な維持管理・耐震化等の減災の取り組みにより、災害廃棄物の発生抑制に係る情報提供を行うほか、退蔵品が災害時に災害廃棄物を増大させる要因となることがあるため、平常時から退蔵品を計画的に廃棄することで、災害廃棄物の発生抑制に努めるよう啓発を行う。

また、仮置場の場所や適切な排出方法、分別方法など災害廃棄物の適正処理に資する事項の情報提供を行う。

6. 災害廃棄物処理に係る受援・支援体制

(1) 県と市町、廃棄物処理事業者団体等との受援・支援体制

県・県内市町・一部事務組合間の受援・支援体制や、県と廃棄物処理事業者団体との受援・支援体制が災害発生時に迅速かつ適切に機能するよう平常時から連携の強化を行う。県が締結している災害廃棄物処理に関する協定を表 2-3 に、本市が締結している災害廃棄物処理に関する協定を表 2-4 に示す。

表 2-3 災害廃棄物処理に関する協定（県）

協定書（内容）	締結先	締結日
無償団体救援協定書 （災害一般廃棄物の収集運搬）	滋賀県環境整備事業協同組合	平成 16 年 1 月 19 日
無償団体救援協定書 （災害一般廃棄物の収集運搬）	湖北環境協同組合	平成 16 年 1 月 19 日
災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書 （災害廃棄物の処理）	一般社団法人滋賀県産業廃棄物協会	平成 25 年 8 月 27 日

表 2-4 災害廃棄物処理に関する協定（本市）

協定書（内容）	締結先	締結日
災害時における相互応援・連携基本協定 （し尿、ごみ等の処理に必要な職員の派遣及び施設、車両等の提供）	草津市 守山市 栗東市	平成 17 年 7 月 1 日
野洲市・湖南市・竜王町の防災に関する応援協定 （し尿、ごみ等処理に必要な施設、車両等の提供）	竜王町 湖南市	平成 18 年 10 月 1 日
災害時における救援活動の支援に関する協定	株式会社近江美研 株式会社奥村興業	平成 25 年 3 月 29 日

(2) 国及び他都道府県等との受援・支援体制の構築等

近畿・中部の大規模災害時廃棄物対策ブロック協議会（事務局：環境省近畿・中部地方環境事務所）や全国知事会、関西広域連合等が構築する体制を活用して、災害時における国や他都道府県、廃棄物処理事業者団体等との受援・支援体制の構築を図る。

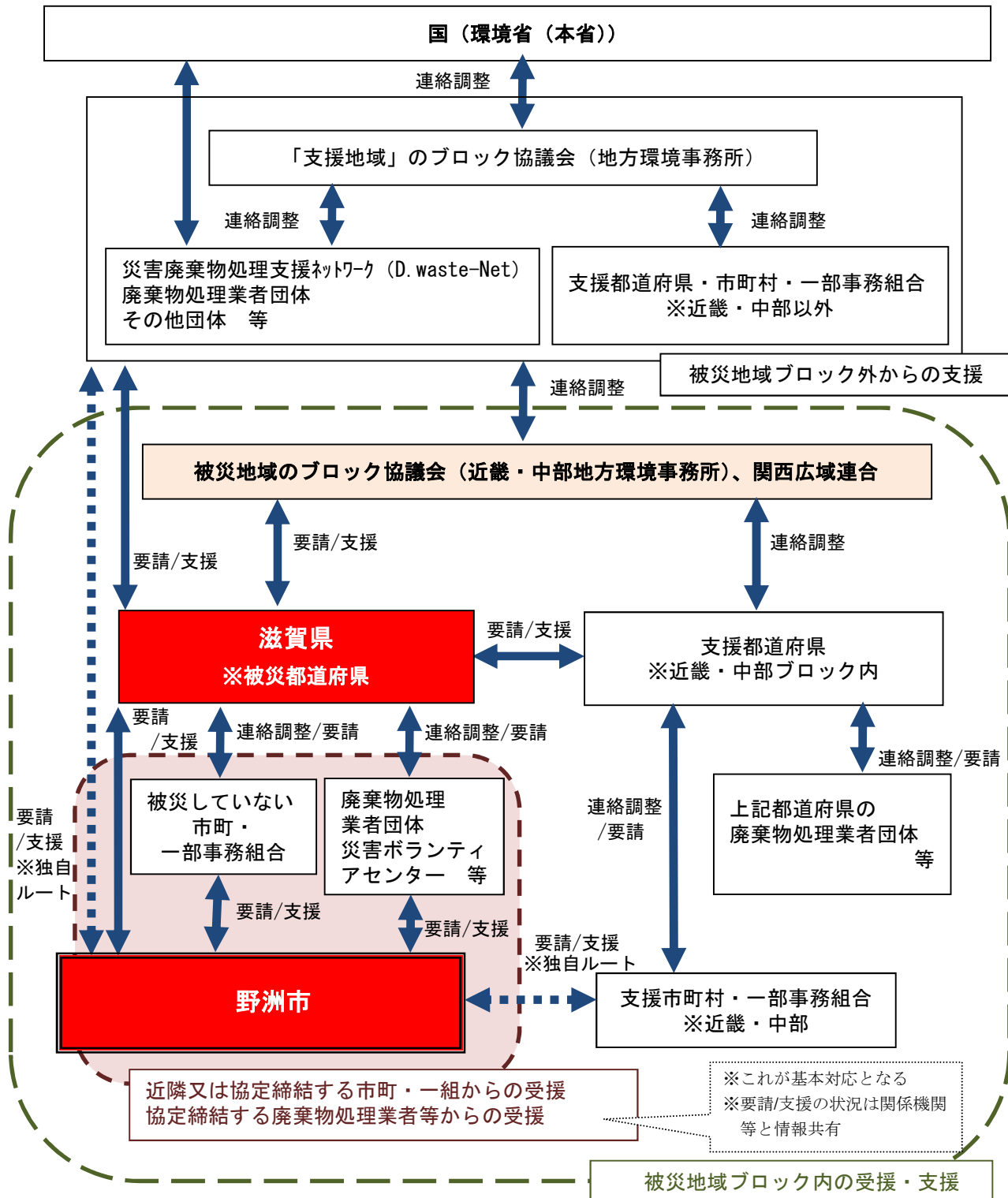


図 2-3 各関係機関・団体の基本的な役割（受援時）

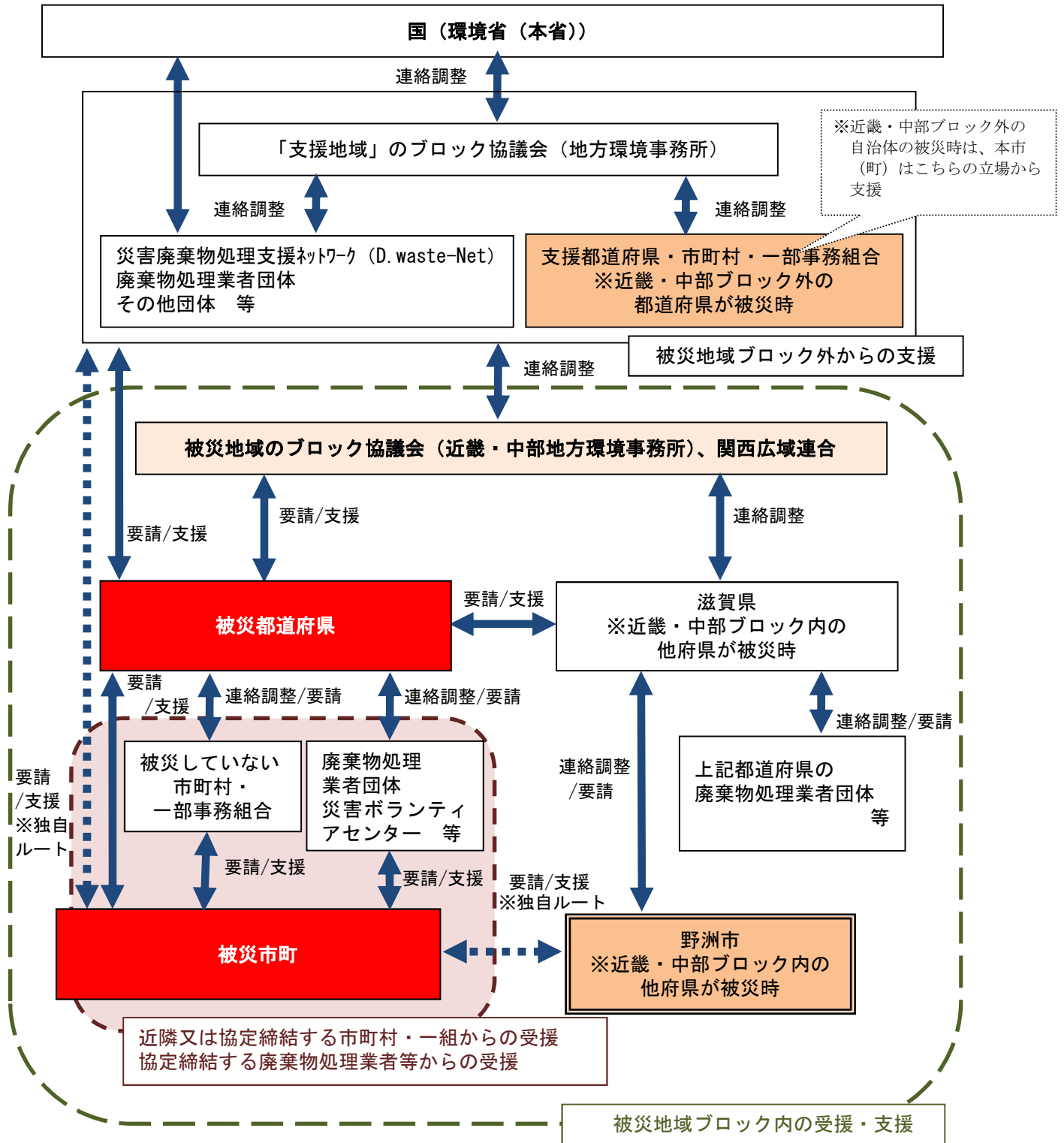


図 2-4 各関係機関・団体の基本的な役割（支援時）

表 2-5 災害廃棄物処理に関する災害応援協定等

協定書	締結先	締結日
災害時等の応援に関する協定書 (中部9県1市)	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市	平成19年7月26日
近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定(関西広域連合構成団体)	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県及び関西広域連合	平成24年10月25日
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定(全国知事会)	全国都道府県	平成24年5月18日

【広域処理支援体制】

<近畿ブロック協議会・中部ブロック協議会>

環境省近畿地方環境事務所を中心に、2府4県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）、政令市・中核市、民間団体、有識者等で構成する「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」を設置。同様に、環境省中部地方環境事務所を中心に、9県（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県）、政令市・中核市、民間団体、有識者等で構成する「大規模災害発生時廃棄物対策中部ブロック協議会」を設置。滋賀県は2つの協議会に所属。

各ブロック協議会で、近畿圏及び中部圏における大規模災害時の廃棄物対策に関する広域連携、相互支援に係る手順等を定めた計画策定を進めている。

＜中部ブロック大規模災害廃棄物対策行動計画の概要＞（H29.2）

発災前、災害応急対応時、災害復旧・復興時、対応完了後のステージごとに災害廃棄物対策に関する県域を越えた連携手順のモデルを示したもの。中部ブロックにおいて県域を越えた連携が必要と想定される災害を例示。

あらかじめ「被災県」に対する「応援県」を指定。

表 2-6 中部圏における被災縣市への主たる応援県

被災縣市	主たる応援県順位	被災縣市	主たる応援県順位
富山県	1 石川県 2 長野県 3 岐阜県	静岡県	1 愛知県 2 長野県 3 岐阜県
石川県	1 富山県 2 福井県 3 岐阜県	愛知県	1 岐阜県 2 三重県 3 静岡県
福井県	1 石川県 2 岐阜県 3 滋賀県	三重県	1 愛知県 2 岐阜県 3 滋賀県
長野県	1 富山県 2 石川県 3 岐阜県	滋賀県	1 三重県 2 福井県 3 岐阜県
岐阜県	1 愛知県 2 三重県 3 富山県		

【出典：災害時等の応援に関する協定実施細則(防災)(別表1)】

＜近畿ブロック大規模災害廃棄物対策行動計画の概要＞（H29.7）

南海トラフ巨大地震をはじめとする、近畿ブロックにおいて府県域を越えた広域的な連携が必要と想定される大規模災害を念頭に置き、平常時及び大規模災害時（初動期、応急対応期、復旧・復興期）に各主体が取り組むべき具体的・標準的な手順を示すもの。

＜関西広域連合「関西広域応援・受援実施要綱」＞

広域連合及び構成団体が関係機関・団体と連携し、大規模広域災害発生時の応援・受援を円滑に実施できるよう「災害廃棄物の処理」の手順等を記載。応援府県は、広域連合（カウンターパート方式の場合は被災府県）から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、職員派遣、廃棄物受入れを管内市町村と調整することとされている。

7. 災害廃棄物の処理方法の事前検討等

想定される災害廃棄物の種類ごとの具体的な処理方法をあらかじめ検討する。検討に当たっては、必要に応じて県からの助言や情報提供を受けることとする。

事業者等によるPCB廃棄物の保管状況やPRTTR（化学物質排出移動量届出制度）等の情報を収集する。必要に応じて県に情報提供を依頼する。

有害物質の漏えい等により災害廃棄物処理に支障をきたすことがないように、県等の関係機関と連携し、関係事業者等に対して情報提供・普及啓発を行う。

第3章 発災後の災害廃棄物対策

本章は、本市独自あるいは本市が県と連携して発災後に取り組むべき災害廃棄物対策を記載するものである。

第1節 発災後の時期と対応業務の概要

発災後の時期や処理の進捗状況を踏まえて災害廃棄物処理業務を行う。

初動対応段階（発災後数日間程度※）では、廃棄物処理施設等の被害状況の把握や組織体制を整備するほか、公衆衛生の観点から、早期に生活ごみ等やし尿の処理体制を確保することが重要である。

応急対応段階（発災後3か月程度までの間※）からは、生活ごみ等やし尿以外の災害廃棄物処理の準備や処理に着手する段階となる。

復旧・復興段階（発災後3年程度までの間※）では災害廃棄物処理が本格化し、処理の進捗状況を踏まえて、組織体制や処理業務等を見直しつつ、広域処理の実施・調整等を行う。

※期間の目安は、災害の規模や内容により異なる。上記期間は東日本大震災等の大規模災害を想定。

第2節 発災後の災害廃棄物処理の対応

1. 組織体制及び指揮命令系統

【初動対応段階】

発災後、第1章第9節にある災害廃棄物対策本部を速やかに設置する。

職員の安否確認・参集状況等を確認の上、環境衛生班公衆衛生対策（災害廃棄物収集処理及び清掃担当、がれき等処分場確保担当、し尿収集処理及び清掃担当、仮設トイレ担当）に担当職員を配置し、指揮命令系統を確立する。

【応急対応段階～復旧・復興段階】

災害廃棄物処理の進捗に応じて、組織体制等の見直しを行う。

2. 連絡体制

【初動対応段階】

迅速かつ的確な対応をするため、連絡・通信手段を確保の上、速やかに市災害対策本部、市関係所属、県、国、廃棄物処理事業者団体等との連絡体制を確立する。

3. 情報収集・連絡調整等

【初動対応～応急対応段階】

市災害対策本部、市関係所属、県等から災害廃棄物処理に必要な情報の収集及び関係機関への情報提供を行う。状況は時間経過とともに変化するため、継続的に情報を更新するものとする。なお、必要に応じて職員を現地に派遣し、直接情報収集を行うものとする。

必要に応じて市町、県、国、廃棄物処理事業者団体等による会議開催等により、情報の集約や調整等を図る。

【復旧・復興段階】

収集した情報の更新やその他災害廃棄物処理に必要な情報を収集・整理し、連絡調整を行う。

表 3-1 想定される主な情報項目

情報の区分	情報	目的	収集先
県の体制等	・担当組織、担当者、連絡先等	・連絡体制の確立	・県、市災害対策本部
建物の被害状況	・全壊、半壊の棟数 ・焼失棟数 ・床上・床下浸水戸数 など	・災害廃棄物発生量推計	・市災害対策本部
避難所と避難者数	・避難所名・場所・箇所数 ・避難者数（全体、避難所別） ・避難所の仮設トイレ設置数	・避難所ごみ・し尿発生量推計	・市災害対策本部
災害廃棄物の発生状況	・種類と量 ・処理に必要な支援事項	・処理体制構築	・市災害対策本部及び関係課
上下水道、電気、ガス、通信等の被害状況	・水道施設の被害状況（断水等）の状況と復旧見通し ・下水処理施設の被害状況 ・電気、ガス、通信等の被害状況と復旧見通し	・処理体制構築	・市災害対策本部及び関係課 ・関係事業者
仮置場設置に関する状況	・仮置場候補地の被害状況 ・仮置場の設置・運営に必要な支援事項	・処理体制構築	・市災害対策本部及び関係課
道路・橋梁の被害状況	・被害状況と開通見通し	・処理体制構築 （収集運搬、仮置場設置検討）	・市災害対策本部及び関係課 ・国・県等関係機関
廃棄物処理施設の被害状況 ※一廃、産廃	・被災状況 ・復旧見通し ・施設復旧に必要な支援事項	・処理体制構築	・市関係課 ・協定締結団体 ・県循環社会推進課・環境事務所
廃棄物処理業者の被害状況	・廃棄物処理業者（処分業者、収集運搬業者）の被災状況 ・車両の確保見通し	・処理体制構築	・市関係課 ・協定締結団体 ・県循環社会推進課・環境事務所

4. 災害廃棄物発生量・要処理量・処理可能量の把握

【初動対応～応急対応段階】

把握した被害状況等に基づいて、がれき等の災害廃棄物発生量・要処理量や、施設の能力・稼働状況等を踏まえた処理可能量の推計を行い、関係機関と情報を共有する。

また、避難所の開設状況や避難者数に基づいて、避難所から生じる生活ごみ等やし尿の発生量の推計を行い、関係機関と情報を共有する。

【復旧・復興段階】

損壊家屋等の解体・撤去や処理の進捗状況・見通し、仮置場や廃棄物処理施設における保管量、処理施設の復旧状況などの情報に基づいて、がれき等の災害廃棄物発生量、要処理量、処理可能量を見直し、関係機関と情報を共有する。

避難所や避難者数の状況を踏まえて、避難所から生じる生活ごみ等やし尿の発生量を見直し、関係機関と情報を共有する。

5. 処理体制の構築

(1) 一般廃棄物処理施設の復旧等

【初動対応～応急対応段階】

一般廃棄物処理施設の被害状況に応じて施設の復旧等を行う。作業の実施に当たっては、必要に応じて県からの助言や情報提供を受けることとする。

【復旧・復興段階】

引き続き、一般廃棄物処理施設の復旧等を行う。

(2) 仮置場の設置

【初動対応～応急対応段階】

仮置場候補地等から必要面積や被災状況を踏まえて利用可能な仮置場を決定し、仮置場を設置した状況を関係機関と共有する。また、仮置場が不足する場合、県有地や国有地等の情報提供を関係機関に要請する。

仮置場整備に関しては、必要に応じて県より助言・情報提供を受けることとする。

表 3-2 仮置場設置に係る留意事項

項目	留意事項
設置準備	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場候補地の被災状況を確認の上、候補地等から開設する仮置場を決定 ・土地所有者と調整・手続の実施 ・周辺住民（地元自治会等）への説明等 ・必要な法令等の手続の確認・実施 ・（必要な場合）搬出入経路等の整備 ・土壌汚染対策の実施 ・場内ルートの設定 ・分別区分ごとの区画等の設定 <p>※分別区分の例：金属くず、木くず（生木と廃材は分別）、廃家電製品、ガラス・陶磁器くず、がれき類、可燃物（家具類等）、畳、マットレス、危険物などに分別</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬入口での搬入物及び搬入許可証などの確認体制、場内での指示体制の確立

【復旧・復興段階】

災害廃棄物処理の進捗状況や発生量見直し等を踏まえ、仮置場の追加設置や廃止等の状況を把握する。仮置場における災害廃棄物処理の完了後、仮置場廃止に当たっては、関係法令を遵守し、また、必要に応じて県からの助言や情報提供を受けて原状復旧を行う。

仮設焼却炉を設置していた場合は、ダイオキシン類の飛散防止措置等を確実に実施の上、解体・撤去を行う。

（3）収集運搬体制の構築等

【初動対応～応急対応段階】

平常時に検討した内容及び一般廃棄物処理施設や道路の被害状況、仮置場の位置等を踏まえて、収集運搬の方法・ルートや必要な資機材の確保等を含む収集運搬体制を検討する。検討に当たっては、必要に応じて県より助言・情報提供を受けることとする。

通行上支障がある災害廃棄物は、本市や県等の関係機関が連携して速やかに撤去し、処分（この場合においても分別を考慮して行う）を行う。

【復旧・復興段階】

廃棄物処理施設や道路の復旧状況、仮置場の設置状況等を踏まえ、収集運搬の方法・ルートなどの収集運搬体制を見直す。見直しに当たっては、必要に応じて県からの助言や情報提供を受けることとする。

表 3-3 収集運搬体制の検討事項

検討事項	
運搬する災害廃棄物の優先順位	<ul style="list-style-type: none"> ・有害廃棄物、危険物の優先的な回収 ・火災等の事故が懸念されるため、着火剤等が発見された際は優先的に回収 ・夏季は、上記に加え、腐敗性廃棄物についても優先的に回収
運搬方法	<ul style="list-style-type: none"> ・道路などの被災状況により運搬方法（車両、鉄道、船舶）を決定
運搬ルート・運搬時間	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境への影響や交通渋滞発生防止等の観点から運搬ルートを設定 ・運搬時間についても検討
必要資機材（重機・収集運搬車両など）	<ul style="list-style-type: none"> ・水分を含んだ置等の重量のある廃棄物が発生する場合は、積込み・積降ろしに重機が必要。収集運搬車両には平積みダンプ等を使用
連絡体制・方法	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬車両に無線等を設置するなど、災害時における収集運搬車両間の連絡体制の確保
住民への周知	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬ルートや運搬時間等を住民に周知

【資料】災害廃棄物対策指針をもとに作成

（４）生活ごみ等処理体制の構築

【初動対応段階～応急対応段階】

既存処理施設等を活用して処理を行う。廃棄物の腐敗に伴う悪臭・害虫の発生や、生活環境及び公衆衛生の悪化に伴う感染症の発生も懸念される場合、必要に応じて殺虫剤や消石灰、消臭剤、脱臭剤の散布などの対応を行う。対応に当たっては、必要に応じて県から助言や情報提供を受けることとする。

避難所で発生することが考えられる廃棄物を表 3-4 に、ごみ集積場所設置の留意点を表 3-5 に示す。これらの廃棄物を適切に管理するためには、以下の事項等について事前の準備を行う。

- ・分別排出の区分、周知徹底の方法
- ・排出及び集積場所の選定、集積場所への運搬
- ・衛生状態のチェックの方法（担当者等）
- ・害虫発生防止、感染性廃棄物への対策 等

表 3-4 避難所で発生する廃棄物（例）

種類	発生源	管理方法
腐敗性廃棄物（生ごみ）	残飯等	<ul style="list-style-type: none"> ・ハエ等の害虫の発生が懸念されるため、袋に入れて分別保管し、早急に処理（近隣農家や酪農家により堆肥化を行った例もある）
段ボール	食料の梱包	<ul style="list-style-type: none"> ・分別して保管。新聞等も分別
ビニール袋、プラスチック類	食料・水の容器包装等	<ul style="list-style-type: none"> ・袋に入れて分別保管
感染性廃棄物（注射針、血の付着したガーゼ）	医療行為	<ul style="list-style-type: none"> ・保管のための専用容器の安全な設置及び管理 ・収集方法にかかる医療行為との調整（回収方法、処理方法等）

資料：「災害廃棄物対策指針をもとに作成

表 3-5 ごみ集積場所設置の留意点

◇ ごみ集積場所は、以下のことに留意し、施設の利用計画等を参考に設置する。
<ul style="list-style-type: none"> * 収集車が入り可能な場所 * 住居スペースに匂い等がもれない場所 * 調理場所など、衛生に注意を払わなければならない所から離れた場所 * 直射日光が当たりにくく、なるべく屋根のある場所
◇ ごみ集積場所の使用ルールを作成し、周知する。
<ul style="list-style-type: none"> * 住居スペースに溜め込まず、こまめに集積場所に捨てること。 * 個人や世帯で出たごみは、自分達で責任を持って捨てること。 * 分別や、密封を行い、清潔に保つこと。 など

資料：「避難所運営マニュアル マニュアルシート編」（仙台市）p.44 一部修正

また、避難所の開設状況や処理施設、道路の被災状況等を踏まえて、収集運搬体制や収集ルート等を検討し、関係機関と情報を共有する。

【復旧・復興段階】

避難所閉鎖などの状況を踏まえ、生活ごみ等の処理体制を見直し、平常時の処理体制に移行するものとし、関係機関とその状況を共有する。

（５）し尿処理体制の構築

【初動対応段階～応急対応段階】

①仮設トイレの設置等

避難者数を踏まえて仮設トイレを確保及び設置し、関係機関と情報を共有する。設置に当たっては、避難所ごとに設置場所、給水・給電・排水の可否に留意して行う。

また、仮設トイレは、被災者の生活や公衆衛生上の観点から重要な施設となることから、関係機関と連携し、仮設トイレ設置状況及び使用方法等について、住民等に情報提供する。

表 3-6 仮設トイレ等備蓄数

災害用トイレ	組立トイレ	携帯トイレ
12	9	665

②し尿処理体制の構築

し尿の処理は、生活環境及び公衆衛生の確保のため、発災から 3 日以内に開始することとする。

また、仮設トイレ設置状況や道路の被災状況等を踏まえて、収集運搬体制や収集ルート等を検討し、関係機関と情報を共有するとともに、収集運搬及び処理に係る支援が必要な場合は、支援要請を行う。

【復旧・復興段階】

①仮設トイレの撤去等

避難所閉鎖、下水道復旧などの状況に応じて仮設トイレを撤去するとともに、関係機関と情報を共有する。

②し尿の収集・処理体制の見直し

平常時の処理体制へ移行し、その状況について関係機関と情報を共有する。

6. 住民等への情報提供

【初動対応段階～復旧・復興段階】

災害廃棄物の収集・分別方法、仮置場の設置場所・運用ルール、不適正処理防止、市町相談窓口、有害廃棄物への対応、災害ボランティアに関する情報等について住民等へ情報提供を行い、廃棄物の適正な排出・分別等を促す。実施に当たっては、必要に応じて関係機関と連携する。

表 3-7 住民への啓発・広報の内容

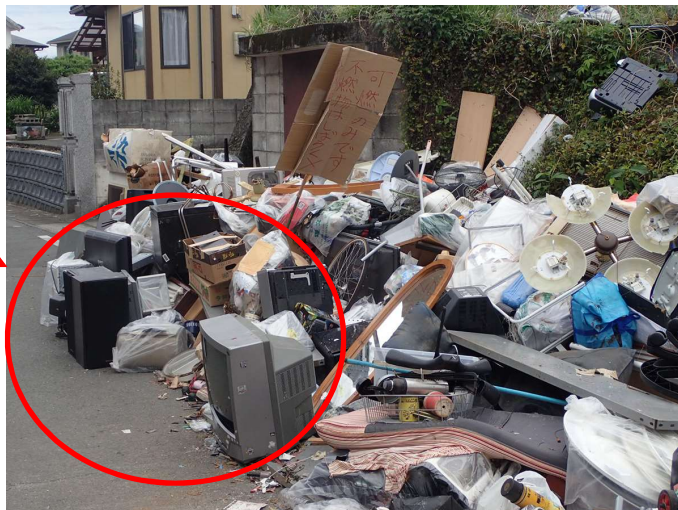
- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①災害廃棄物の収集方法（戸別収集の有無、排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン類含有廃棄物の排出方法等）②収集時期及び収集期間③住民が持込みできる仮置き場④仮置場の場所及び設置状況⑤ボランティア支援依頼窓口⑥市町村への問合せ窓口⑦便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止 他 |
|---|

【出典】 災害廃棄物対策指針

【熊本地震の災害廃棄物（ごみステーションに集積されたごみ）】

【出典】環境省「災害廃棄物対策フォトチャンネル」

便乗ごみの可能性がある
ブラウン管テレビ



7. 災害ボランティアへの情報提供

災害廃棄物処理に係る災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、災害廃棄物の分別方法や排出方法、搬出先（仮置場）、保管方法等の必要な情報について、災害ボランティアセンター等と連携して災害ボランティアへ情報提供を行う。

8. 受援・支援の要請等

【応急対応段階】

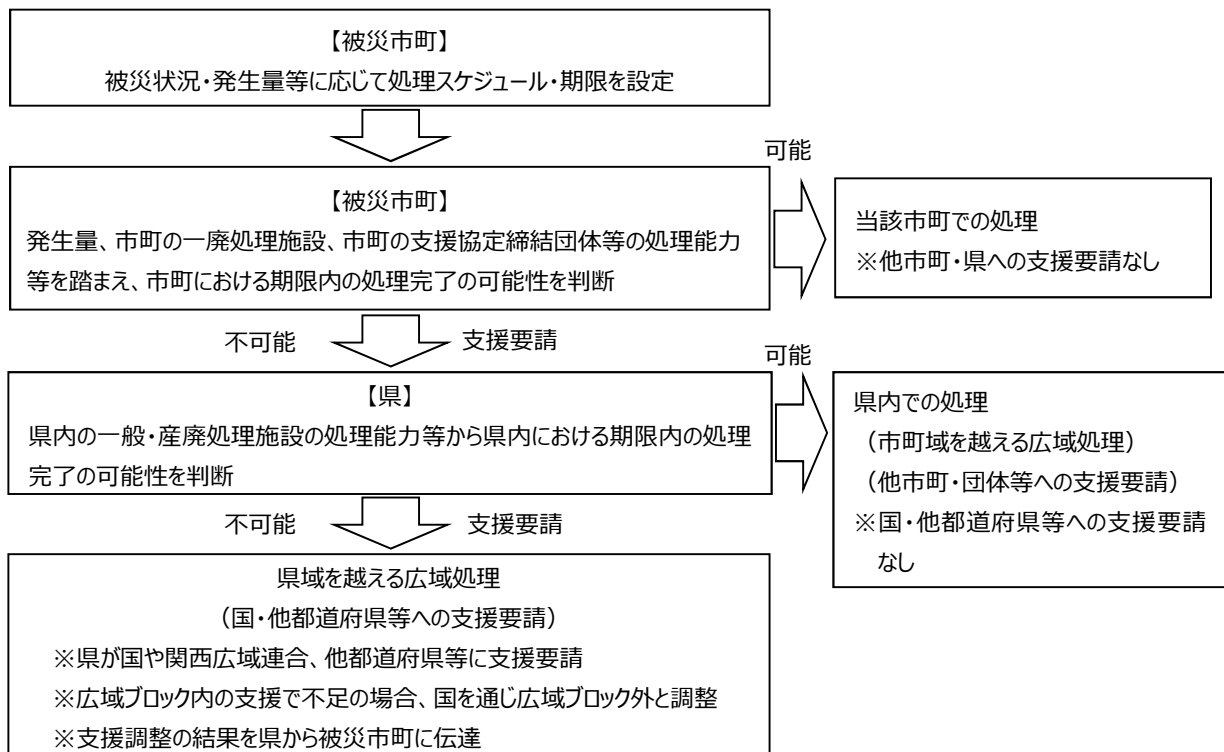
災害廃棄物発生量・要処理量・処理可能量、処理体制構築等の状況を踏まえて、現状の処理体制では処理が難しいと判断した場合、他市町又は国や他都道府県、廃棄物処理事業者団体に対して支援要請を行う。

支援要請は、近畿・中部の大規模災害時廃棄物対策ブロック協議会で策定した広域連携計画や、関係事業者団体と締結した協定等に基づき速やかに行う。また、本市の状況について、関係機関と適宜情報を共有する。広域連携等により応援を受ける場合には、県外事業者と地元事業者の打合せの場を設けるなど、必要な調整を行う。調整に当たっては、必要に応じて関係機関と連携を図ることとする。

他都道府県における大規模災害発生時には、支援を行う自治体として、県からの協力要請等に応じて、資機材及び人材の応援、災害廃棄物の受入れ等に係る関係者との調整を行う。

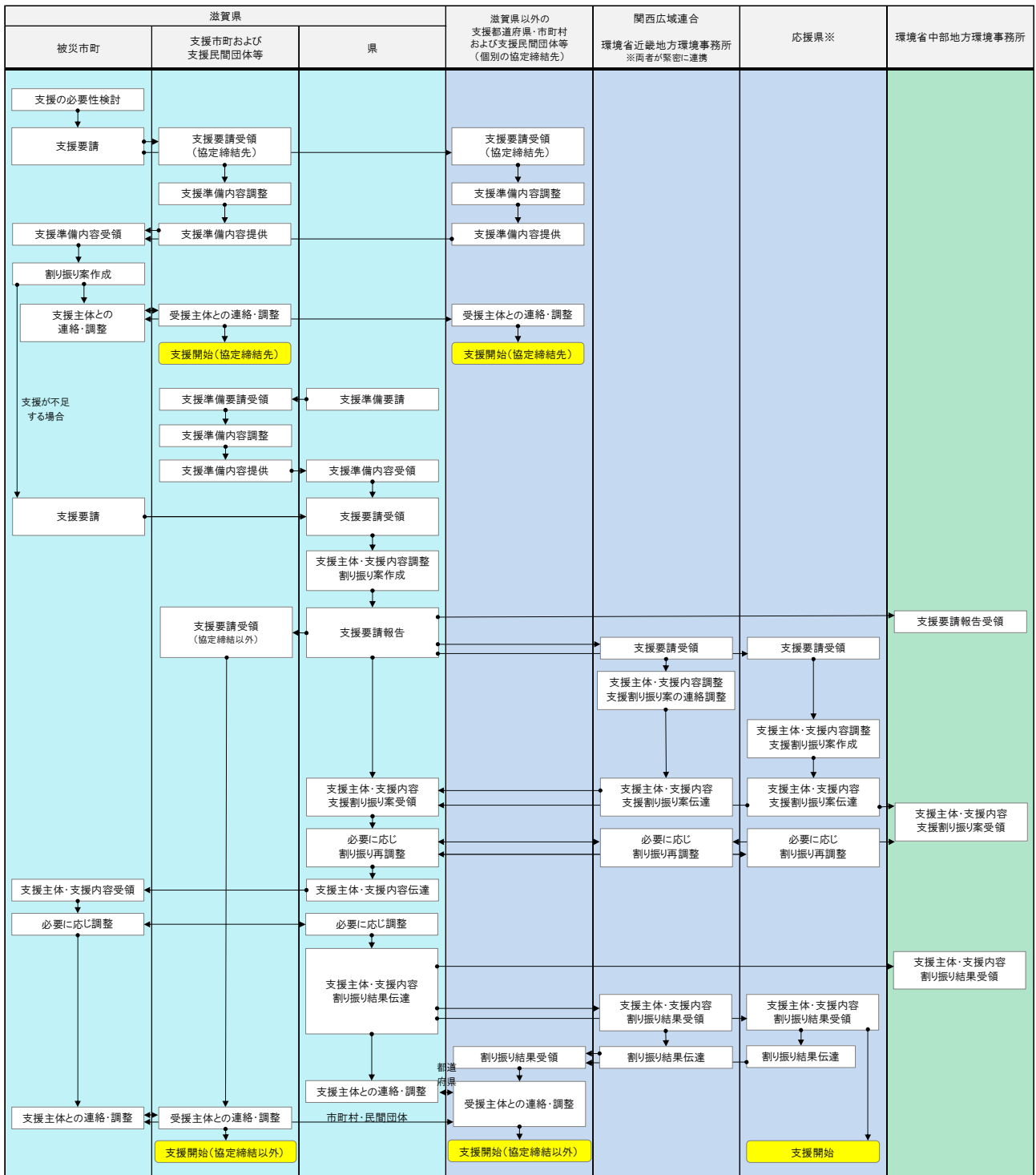
【復旧・復興段階】

災害廃棄物処理の進捗状況や発生量の見直し等を踏まえ、現状の処理体制では、災害廃棄物処理実行計画で設定した処理スケジュールどおりの処理ができないと判断した場合、県や国等と相談、調整の上、他市町又は国や他都道府県、廃棄物処理事業者団体に対して、追加の支援要請を行う。



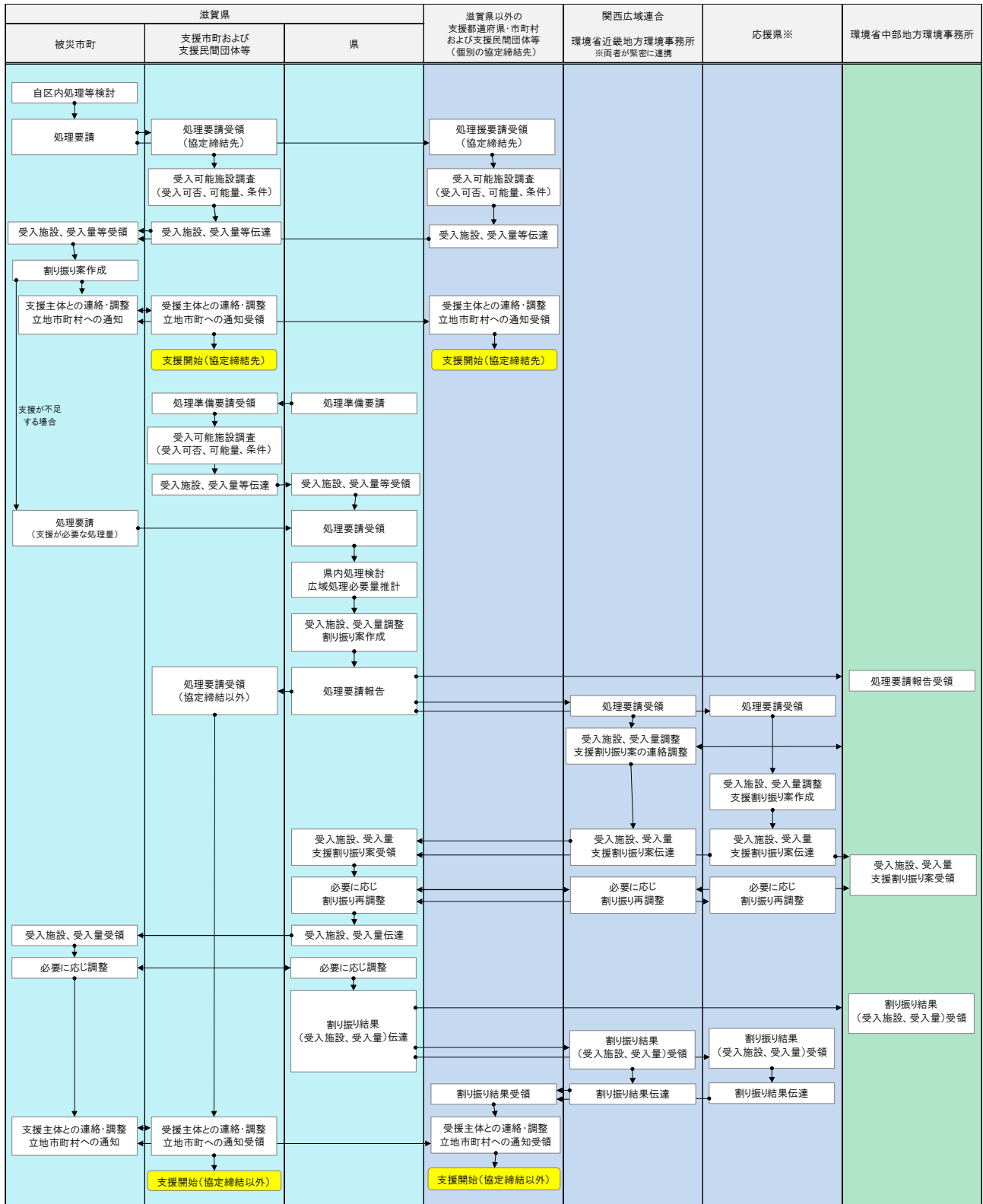
- ※支援要請する場合でも、処理業務の大部分又は一部を野洲市が引き続き実施することがある。
- ※必要に応じて、支援要請に加えて県への事務の委託や国による代行処理が行われることがある。

図 3-1 支援要請等に係る判断フロー



※「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画 第二版(平成29年2月14日)」表10に位置付けられた滋賀県の主たる応援県(幹事支援県)の順位は「1.三重県」「2.福井県」「3.岐阜県」。
 注)本フローは、滋賀県および県内の市町の連携に着目したもので、そのため、他県内や他県間の連携や近畿ブロックおよび中部ブロックを越えた連携については省略している。
 ※関西広域連合と環境省近畿地方環境事務所は緊密に連携しながら対応

図 3-2 人材・資機材(収集運搬車両、仮設トイレ等)に係る受援フロー



※「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画 第二版(平成29年2月14日)」表10に位置付けられた滋賀県の主たる応援県(幹事支援県)の順位は「1.三重県」「2.福井県」「3.岐阜県」。
注)本フローは、滋賀県および県内の市町の連携に着目したものである。そのため、他県内や他県間の連携や近畿ブロックおよび中部ブロックを越えた連携については省略している。
※関西広域連合と環境省近畿地方環境事務所は緊密に連携しながら対応

図 3-3 災害廃棄物処理に係る受援フロー (既存処理施設の活用)

9. 事務の委託等の検討・実施

【応急対応段階～復旧・復興段階】

災害により甚大な被害を受け、災害廃棄物処理が困難となった場合、地方自治法に基づいて県に事務の委託等を要請する。

なお、災害廃棄物処理が困難な場合で、災害対策基本法が定める要件に該当する場合、国に災害廃棄物処理の代行を求める。

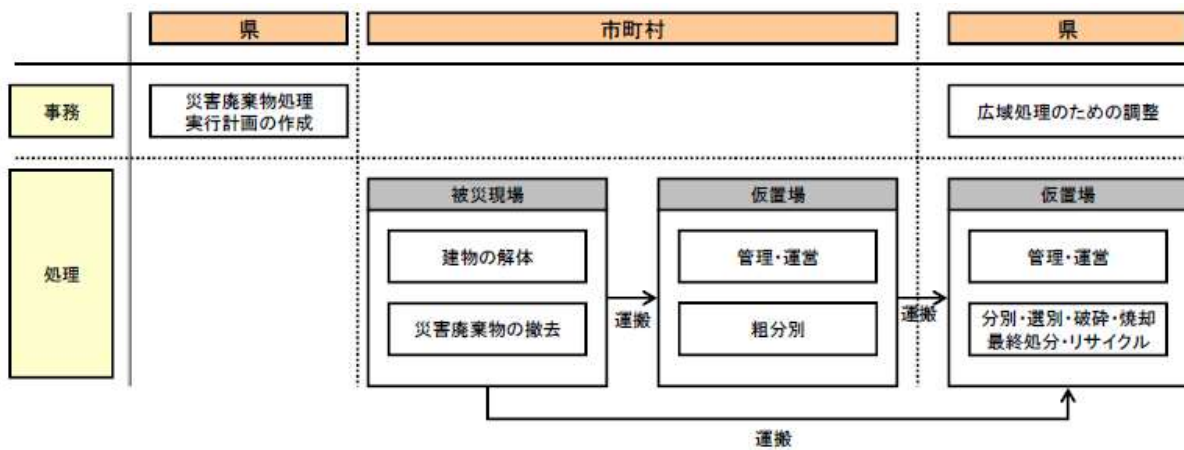


図 3-4 市町村と県の役割(県が事務を受託した場合の例)

【出典】災害廃棄物対策指針

10. 災害廃棄物処理実行計画の策定

【応急対応段階】

大規模災害が発生し、大量の災害廃棄物の発生が見込まれる場合、収集した情報をもとに災害廃棄物発生量、廃棄物処理施設の被害状況、仮置場設置状況、関係機関・廃棄物処理事業者団体等との調整、国の方針等を踏まえ、処理の基本方針、処理期間、処理方法等を定めた「災害廃棄物処理実行計画」(以下「実行計画」という。)を策定する。実行計画の策定に当たっては、必要に応じて県から助言や情報提供等の支援を受けることとする。

※大規模災害発生時は、環境省が当該災害に係る災害廃棄物処理指針を策定する。事務の委託等により、県が市町に代わって災害廃棄物処理を行う場合等には、県が実行計画を策定する。

表 3-8 災害廃棄物処理実行計画の主な構成 ※熊本市災害廃棄物処理実行計画を参考に記載

項目	記載内容（概要）
第1章 策定の趣旨 1 計画の目的 2 計画の位置づけと内容 3 計画期間 4 計画の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・適正かつ円滑・迅速に処理するための具体的な計画 ・発生見込み量（推計値）をもとに策定 ・処理状況等に応じて適宜見直し
第2章 被害状況と災害廃棄物の量 1 被害状況 2 災害廃棄物の量	<ul style="list-style-type: none"> ・全壊、半壊等の状況を整理 ・処理実績、進捗率 ・種類別の災害廃棄物発生量の推計
第3章 基本方針 1 基本的な考え方 2 処理期間 3 処理の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮、安全性の確保、コストの最小化 ・仮置場の集積の目標期限 ・仮置場からの搬出の目標期限 ・処理に係る市町・県・国等の役割
第4章 処理方法 1 被災家屋等の解体 2 災害廃棄物の処理フロー 3 災害廃棄物の集積 4 災害廃棄物の選別 5 災害廃棄物の処理・処分 6 広域処理 7 進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> ・公費解体の対象 ・発生した災害廃棄物の処理フロー図（仮置場への搬入・搬出） ・一次仮置場、二次仮置場の役割 ・二次仮置場の設置状況 ・処理スケジュール ・仮置場の管理（安全対策、環境対策） ・二次仮置場へ集積時の選別 ・廃棄物の種類別の処理方法（木くず、コンクリート、家電 等） ・広域処理体制

【復旧・復興段階】

災害廃棄物処理の進捗状況や発生量推計の見直し、仮置場の設置状況、処理方法・処理スケジュールの変更、組織体制の見直し等を踏まえ、適宜実行計画を見直す。

11. 災害廃棄物処理の実施

災害廃棄物処理実行計画等を踏まえて災害廃棄物処理に係る以下の取り組みを行う。

事務の委託等により県が災害廃棄物処理を行う場合、以下の取り組みを県が行うことがある。

(1) 建築物等の解体・撤去

【応急対応段階～復旧・復興段階】

分別や有害物質、危険物質等の考慮、倒壊の危険性のある建築物等からの優先的な解体・撤去を進める。特に石綿の含有が懸念される場合は、大気汚染防止法等に従い、必要な手続や他の廃棄物への混入を防ぐために必要な措置をとる必要があることに留意する。

※解体前に専門業者による分析調査等を実施の上、石綿の使用が確認された場合は大気汚染防止法及び石綿障害予防規則等に従い、関係機関と調整して必要な手続を実施の上、除去作業を行うとともに、他の廃棄物への混入を防ぐために必要な措置をとることが必要

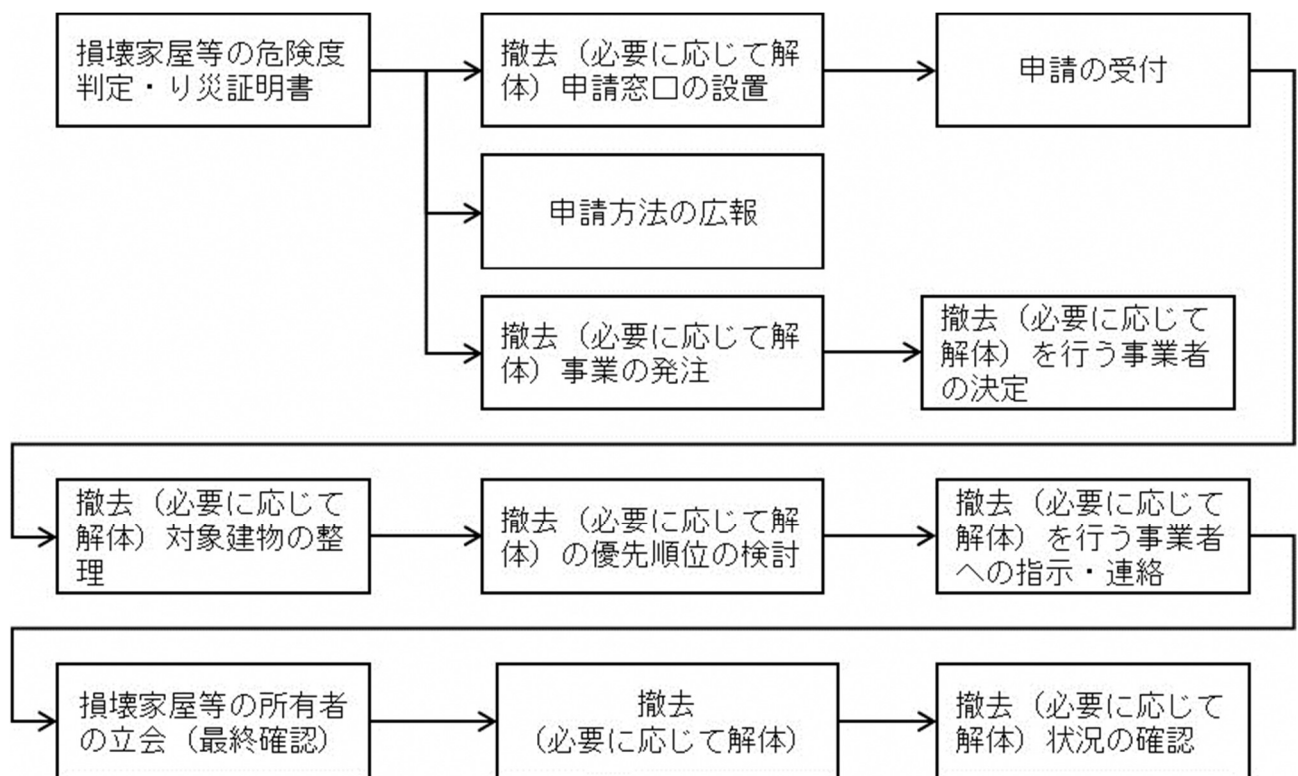


図 3-5 解体・撤去の手順

【出典】災害廃棄物対策指針

表 3-9 建物構造別の石綿の飛散防止に関する留意点

構造種類	留意点
木造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 結露の防止等の目的で吹付け材を使用している場合があるため、木造建築物では、「浴室」「台所」及び「煙突回り」を確認する。 ・ 非飛散性であるが、屋根・天井・壁の成型板も確認する。
鉄骨造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火被覆の確認を行う。 ・ 書面検査で石綿の不使用が確認されない場合、耐火被覆が施工されていれば鉄骨全面に施工の可能性が高く、安全に配慮して試料採取・分析確認する。
鉄骨造・ 鉄筋コンク リート造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械室（エレベータ含む）、ボイラー室、空調設備及び電気室等は、断熱・吸音の目的で石綿含有吹付けの施工の可能性が高いので確認する。 ・ 外壁裏打ち、層間塞ぎ、パイプシャフト、エレベータシャフト、最上階天井裏等も注意する。
建築設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空調機・温水等の配管、煙突等の保温材・ライニング等を可能な範囲で把握する。

【出典】災害廃棄物対策指針 資料編

（２）災害廃棄物の適正な処理・処分

【応急対応段階～復旧・復興段階】

災害廃棄物は多種多様なものが一時的に大量発生するが、種類ごとに適正な処理を行う必要がある。次の点に留意し、災害廃棄物の適正な処理・処分を行う。また、必要に応じて県から助言や情報提供を受けることとする。

- ・ 廃棄物は可能な限り再資源化し、最終処分量の低減を図る。
- ・ 有害廃棄物や危険物については、飛散・流出や事故の未然防止のため、優先的に回収を行い、保管又は早期処分を行う。
- ・ 種類ごとの特性を踏まえて、周辺環境や健康への影響を及ぼさないよう、撤去、収集運搬、保管、処理において、専門業者委託や保管事業者等と連携するなど適切に対応する。
- ・ 水害廃棄物は、処理方法等は地震災害時の災害廃棄物に準ずるものの、浸水家屋から排出される粗大ごみや流木が主で水分を多く含み、泥や砂が大量に付着することで、腐敗・腐食しやすく、悪臭・汚水を発生するなど時間経過により性状が変化する場合がある。
- ・ 浸水に伴う混合廃棄物が多くなり、分別作業がより必要となること、焼却処理する場合に発熱量を確保するため助燃材の投入が必要となることなど配慮が必要であり保管・処理に留意する。

表 3-10 廃棄物等の種類ごとの処理方法・留意事項等

種 類		処理方法・留意事項等
可燃物	分別可能	家屋解体廃棄物、畳・家具類は木材等を分別し、再資源化する。 塩化ビニル製品は再生利用が望ましい。
	分別不可	破碎後、埋立て等する。
混合廃棄物		有害廃棄物や危険物を優先的に除去し、再資源化が可能な木くず、コンクリートがら、金属くずなどを抜き出し、さらに土砂の分離後、破碎・選別（磁力選別、比重差選別、手選別など）を行う。
廃タイヤ類		火災等に注意の上、破碎（チップ化）し、燃料等として再資源化する。
コンクリートがら		破碎・選別し、土木資材等として再資源化する（路盤材、埋立材、骨材等）。
木くず		破碎、選別、洗浄等を実施し、再資源化する（製紙原料、燃料チップ等）。
金属くず		有価物として売却する。
廃畳		破碎後に焼却処分する。 畳は自然発火による火災原因となりやすいため、高く積み上げないよう注意する。また腐敗による悪臭が発生するため、迅速に処理する。
廃家電	家電リサイクル法対象製品	破損・腐食の程度等を勘案し再生利用可能か否かを判断して、家電リサイクル法に基づき製造事業者等に引き渡して再生利用する。
	その他の家電製品	携帯電話、パソコン、デジタルカメラ、電子レンジ等の小型家電リサイクル法の対象物については、同法の認定業者に引き渡して再生利用する。
廃自動車等・廃船舶		廃自動車は、自動車リサイクル法に基づき再生利用する所有者又は自動車リサイクル法の引取業者に引き渡す）。 廃船舶は、F R P 船リサイクルシステム等により処理する。
石綿含有廃棄物		石綿含有廃棄物を他の廃棄物と分別して収集・保管する。中間処理、最終処分については、平時と同様に適正な処理・処分を確保する。
有害廃棄物・適正処理困難物		飛散や、爆発・火災等の事故を未然に防ぐため、回収を優先的に行い、保管又は早期の処分を行う。
腐敗性廃棄物		水産加工品などの腐敗性の強い廃棄物は、可能な限り早い段階で焼却する。また、焼却処分までに腐敗が進行するおそれがある場合には、緊急的な措置として、消石灰の散布等を行う。
貴重品・思い出の品		貴重品については警察に引き渡す。位牌・アルバムなど所有者等の個人にとって価値があると認められるものについては、可能な限り、所有者等に引き渡す機会を提供する。

【資料】災害廃棄物対策指針をもとに作成

表 3-11 有害廃棄物・適正処理困難物の収集・処理方法の例

	項目	収集方法	処理方法	
有害性物質を含むもの	塗料、ペンキ	販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	焼却	
	廃電池類	密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池（ニカド電池）、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池	リサイクル協力店の回収（箱）へ	破碎、選別、リサイクル
		ボタン電池	電器店等の回収（箱）へ	
		カーバッテリー	リサイクルを実施しているカー用品店・ガソリンスタンドへ	破碎、選別、リサイクル（金属回収）
	廃蛍光灯	回収（リサイクル）を行っている事業者へ	破碎、選別、リサイクル（カレット、水銀回収）	
ある危険性があるもの	灯油、ガソリン、エンジンオイル	購入店、ガソリンスタンドへ	焼却、リサイクル	
	ガスボンベ	引取販売店への返却依頼	再利用、リサイクル	
	カセットボンベ・スプレー缶	使い切ってから排出する場合は、穴をあけて燃えないごみとして排出	破碎	
	消火器	購入店、メーカー、廃棄物処理許可者に依頼	破碎、選別、リサイクル	
	太陽光パネル	廃棄物処理業者に委託し、ガラス類と非鉄金属に分けてリサイクル。感電や破損等による怪我防止に注意して扱う。	再利用、リサイクル、破碎	
廃感染物性	使用済み注射器針、使い捨て注射器等	地域によって自治体で有害ごみとして収集、指定医療機関での回収（使用済み注射器針回収薬局等）	焼却・溶融、埋立	

【資料】災害廃棄物対策指針をもとに作成

表 3-12 水害廃棄物の特徴

廃棄物の区分	特徴
粗大ごみ等	<ul style="list-style-type: none"> ・水分を多く含むため、腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生する。 ・水分により重量の増えた粗大ごみが多量に発生するため、平常時の人員及び車輛等では収集・運搬が困難である。 ・土砂が多量に混入しているため、処理に当たって留意が必要である。 ・ガスボンベ等発火しやすい廃棄物が混入している、あるいは量等の発酵により発熱・発火する可能性があるため、収集・保管には留意が必要である。
流木等	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水により流された流木やビニール等が、一時的に大量発生する場合がある。

※資料：水害廃棄物対策指針（一部加筆修正）



図 3-6 処理フロー (例)

【資料】災害廃棄物対策指針 技術資料 1-11-3 をもとに作成

(3) 仮置場の運営・管理

【応急対応段階～復旧・復興段階】

次の点に留意し、仮置場の適切な運営・管理を行う。また、必要に応じて県から助言や情報提供を受けることとする。

- ・運営に必要な、必要な資機材（重機、トラック等）・人員（管理者、作業人員、車両誘導員、夜間警備員等）などを確保する。
- ・仮置場に住民が災害廃棄物を持ち込む場合の分別収集を徹底する。
- ・火災が発生しないよう民間事業者等に委託する等して適正に管理・運営できる人員体制を整備する。
- ・一次仮置場で被災現場から搬入されたものを保管や粗選別を行い、二次仮置場では一次仮置場から搬入した災害廃棄物の保管や処理（破碎・選別、焼却等）を行う。
- ・二次仮置場を設置する際は、仮設処理施設（仮設焼却炉、仮設破碎・選別機）の必要性、必要基数及び設置箇所を検討する。
- ・仮設焼却炉の規模は、災害廃棄物の発生量、処理期間、既存施設の処理能力、被災地の状況等を考慮して設定する。設置決定後は、環境影響評価や都市計画決定、工事発注作業、設置工事等を進め、適切な運営・管理を行う。
- ・火災の未然防止や余震等に備えた安全対策、関係法令を遵守した環境対策を行う。
- ・持ち込まれる災害廃棄物の収集箇所、搬入者、搬入量を記録し、重量管理を行うとともに、災害時の便乗投棄等による廃棄物の混入防止を図る。

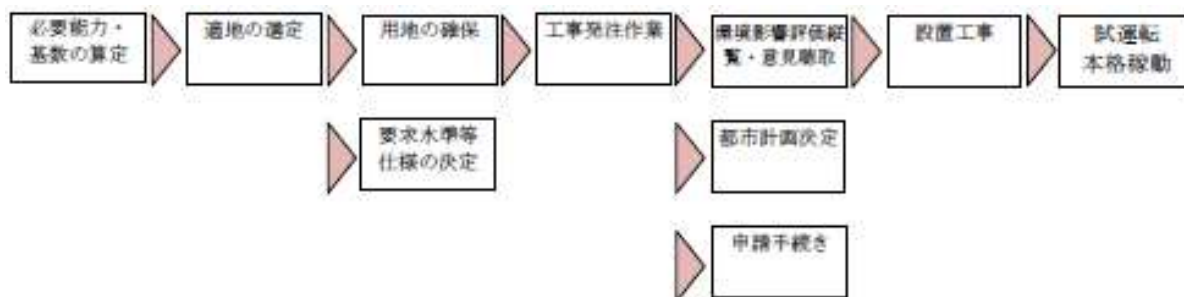


図 3-7 仮設処理施設の設置フロー（例）

【出典】災害廃棄物対策指針

(4) 環境対策・モニタリング

建物の解体・撤去現場、仮置場、仮設処理施設などの災害廃棄物処理の現場では、周辺環境への影響や労働災害の防止の観点から、環境対策やモニタリング調査等を実施する。実施に当たっては、必要に応じて県から助言・情報提供を受けることとする。

表3-13 災害廃棄物への対応における環境影響と対策例

影響項目	環境影響	対策例
大気	<ul style="list-style-type: none"> ・解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 ・石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散 ・災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な散水の実施 ・保管、選別、処理装置への屋根の設置 ・周囲への飛散防止ネットの設置 ・フレコンバッグへの保管 ・搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 ・運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 ・収集時分別や目視による石綿分別の徹底 ・作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 ・仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ・撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 ・仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> ・低騒音・低振動の機械、重機の使用 ・処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に遮水シート、鉄板を敷設 ・P C B等の有害廃棄物の分別保管
臭気	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物からの悪臭 	<ul style="list-style-type: none"> ・腐敗性廃棄物の優先的な処理 ・消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に遮水シートを敷設 ・敷地内で発生する排水、雨水の処理 ・水たまりを埋めて腐敗防止

(5) 災害廃棄物処理に係る予算確保等

【応急対応段階～復旧・復興段階】

制度や補助金申請手続き等について助言・情報提供を受けつつ、国の災害等廃棄物処理事業費補助金や廃棄物処理施設災害復旧費補助金等の財政措置を適正かつ円滑に活用する。

図 3-8 災害等廃棄物処理事業費補助金等の概要

災害等廃棄物処理事業費補助金						
災害等廃棄物処理事業は、市町村(一部事務組合・広域連合を含む)が災害その他の事由のために実施した廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第22条の規定に基づき、市町村に対し国庫補助を行うものである。						
	通常災害 (右記以外)	激甚災害	熊本地震 (平成28年4月)		阪神・淡路 大震災 (平成7年1月)	東日本大震災 (平成23年3月)
対象の市町村	被災市町村	激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村	被災市町村	事業費が標準税収入の一定割合を超えた市町村	特定被災地方公共団体である市町村	特定被災地方公共団体である市町村
国庫補助率	1/2	1/2	1/2		1/2	対象市町村の標準税収入に対する災害廃棄物処理事業費の割合に応じ、10/100以下の部分は5/10、10/100超20/100以下の部分は8/10、20/100超の部分は9/10 ※東日本大震災財特法
GND基金	—	—	—	事業費の2.5%(国庫補助及び地方財政措置後の残割合)から、標準税収入の0.5%相当額を控除した額の90%について、熊本県に設置した基金を取り崩して措置	—	地方負担額の実情を考慮した地方の一時負担の軽減のため、基金を用いて国の実質負担額を平均95%とする。 ※東日本大震災がれき特措法
地方財政措置	地方負担分の80%について特別交付税措置	左記に加え、さらに残りの20%について、災害対策債により対応することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置 ※起債充当率100%	(1)災害対策債の発行要件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入 ※起債充当率100% (2)災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置		地方負担分の全額について、災害対策債により対応することとし、その元利償還金の95%について特別交付税措置 ※起債充当率100%	地方負担分の全額について、震災復興特別交付税により措置
	90%	95.7%	97.5%	最大99.7%(※) ※環境省試算に基づく	97.5%	100%

廃棄物処理施設災害復旧事業

廃棄物処理施設災害復旧事業については必要経費の1/2を補助し、市町村等の負担を軽減し生活の早急な回復を図ります。

	通常	新潟県 中越地震	熊本地震	阪神・淡路 大震災	東日本大震災
対象事業	・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽(市町村整備推進事業) ・産業廃棄物処理施設 ・広域廃棄物処理場 ・PCB廃棄物処理施設	・一般廃棄物処理施設	・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽(市町村整備推進事業)	・一般廃棄物処理施設 ・広域廃棄物処理場	・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽(市町村整備推進事業)
国庫補助率	1/2 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)	8/10 (阪神淡路大震災財特法)	特定被災地方公共団体の標準税収入に対する災害復旧事業費の割合に応じて、20/100以下の部分は80/100、20/100を超える部分は90/100(東日本大震災財特法)その他の市町村については次により補助 1/2 (交付要綱)
地方財政措置	地方負担分の全額について、一般単独災害復旧事業債により対応することとし、その元利償還金の47.5%(財政力補正により85.5%まで)について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対応することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対応することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対応することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置	地方負担分の全額について、震災復興特別交付税により措置
	73.75%~92.75%	99%	99%	99%	100%

【資料】環境省説明会資料

12. 災害廃棄物処理の進捗管理

【応急対応段階～復旧・復興段階】

災害廃棄物処理が実行計画に沿って進捗しているかどうかなど進捗状況を確認し、必要に応じて、県に支援要請を行う。

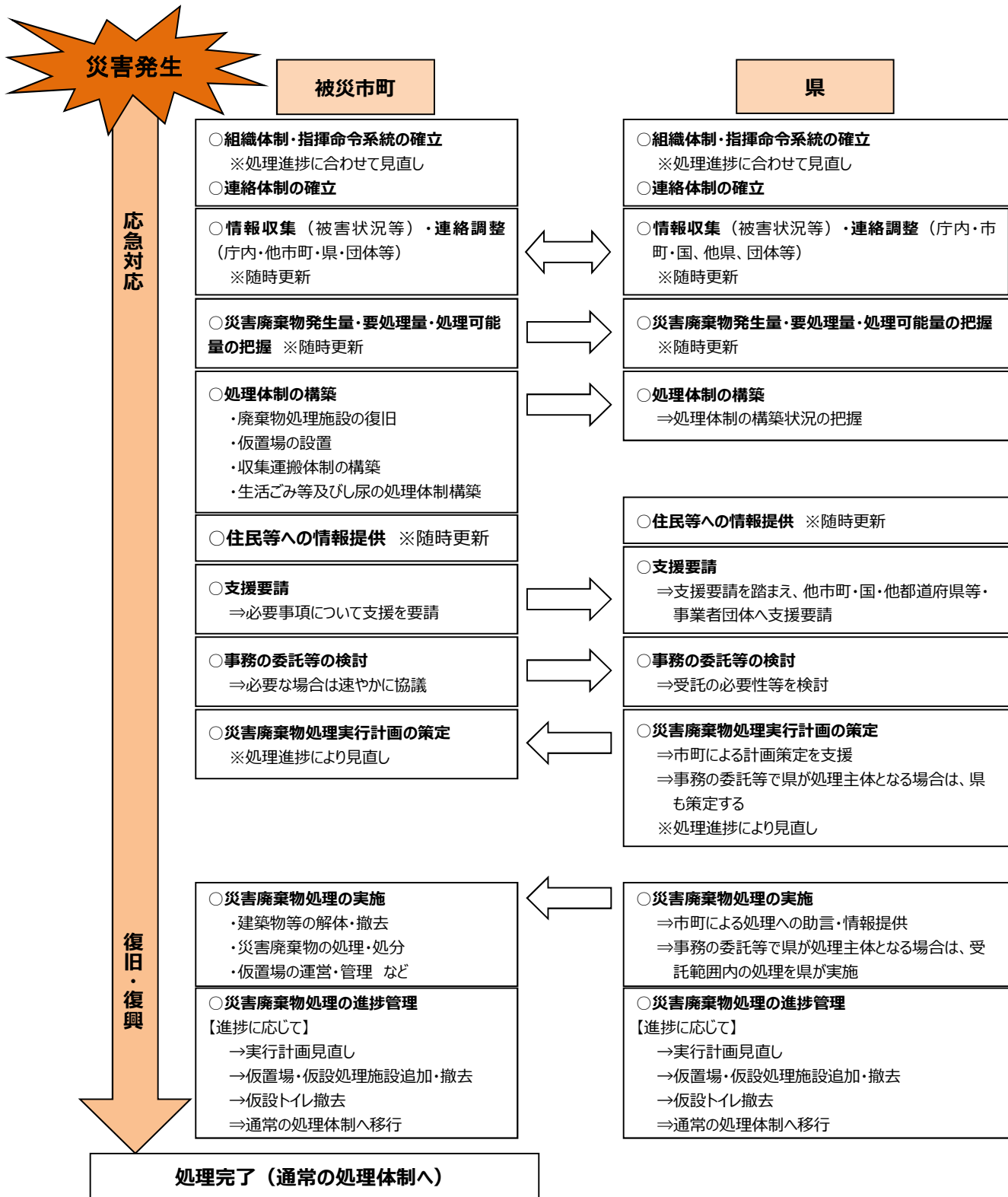


図 3-9 災害廃棄物処理業務の全体の流れ ※状況次第で複数業務が同時進行となることもある。